

対外経済政策を巡る最近の動向

~転換期を迎えるグローバリゼーションにおける、 ルールに基づく国際経済秩序構築に向けて~

2024年6月 通商政策局

特に御議論いただきたい論点

■ 問1

転換期を迎えるグローバリゼーションの中で、**ルールに基づく国際経済秩序の再構築**に向けてどのように取り組むべきか。

■ 問2

自由貿易と経済安全保障の確保に向けて、米欧や同志国・有志国との産業政策の協調や連携をどのように進めるべきか。

グローバルサウスとの連携の重要性が高まる中、日本が果たすべき役割は何か。 **日本は中国含む周辺国**とどのように付き合うべきか。

■ 問3

民需主導の持続的な経済成長を実現するため、リスクの存在する地域含めて、**海外市場の開拓による日本経済の活性化**を如何に進めるべきか。

目次

1. 総論

- (1)過剰供給や公平な競争条件をめぐる議論、及び 「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」の設計に向けた取組
- (2) グローバルサウス諸国との連携強化と通商政策の新しいフロンティア (参考) 通商政策局・貿易経済協力局の体制見直し

2. 各論

- (1) WTOを中心とした自由で公正な貿易秩序の堅持
- (2) グローバルサウス諸国の存在感の高まりと連携強化
- (3) 同志国との連携強化および諸外国との関係
- (4)新たな分野における取組推進
- (5)参考資料

2023~24年の主要各国・地域の動向

- ◆「政治の年」として国際経済秩序の不確実性増加
 - ー米・欧・英・仏・韓・台・印 等 ※各国・地域の政権支持率が軒並み低下してポピュリズム・右傾化も
- ◆ 各国・地域における産業政策の進展
 - -米: CHIPS法(22年8月)、インフレ削減法(22年8月)、レガシー半導体調査開始(24年1月)
 - -欧: 外国補助金規則 (FSR) 施行 (23年1月)、グリーンディール産業計画 (23年2月)、ネット・ゼロ産業法 (24年5月に最終採決)
 - -中:「新たな質の生産力」の発展加速(24年3月全人代)
- ◆ 各国・地域による貿易措置の増加
 - 一米:対中301条追加関税の発表(24年5月)
 - -欧: 反威圧措置(ACI) 施行(23年12月)、中国製EV反補助金調査開始(23年10月)
 - -中:重要鉱物輸出規制(23年8月、11月)や海産物輸入規制(23年8月)
- ◆ グローバルサウスによるGX・DX等の『未来産業』への希求の顕在化
 - -ASEAN: AZEC首脳会合(23年12月)、次世代自動車産業共創イニシアティブ(23年12月)
 - ーインド:日印半導体サプライチェーンパートナーシップ(23年7月)
 - ー中東:「グローバル・グリーン・ジャーニー」構想(23年7月)/
 - サウジアラビア「クリーンエネルギー協力のための日サウジ・ライトハウス・イニシアティブ」(23年7月)
 - ー中南米:持続可能な燃料・モビリティ・イニシアティブ(24年5月)
 - ーアフリカ:ナミビア「レアアース産業マスタープラン」(23年8月)
- ●既存の国際経済秩序への信認が揺らぎ、自国益の追求が最優先となっている背景には、新型コロナウイルス感染症以降のサプライチェーン途絶危機、グリーントランジションの必要性、更には各国における中間層の地盤沈下による「自由化疲れ」、等の、複合的な課題の台頭があるのではないか。
- 各国がこうした課題に対してそれぞれ手当を試みた結果、<u>世界の断片化が進み、国際経済秩序が漂流しかねな</u>い状況。

通商政策の課題と対応の方向性

構造的な変化・課題

- ① WTOの機能不全とEPA網の拡がり
- ② 地政学的な考慮に基づく貿易制限の多用、貿易の流れの変化
- ③ 経済的依存の武器化のリスク※世界はロシアの天ガス依存が武器化された場合のリスクを目撃
- ④ 経済安保の観点からの産業政策(サプライチェーン強靱化等)と保護主義への懸念
- ⑤ グローバルサウスの存在感の高まり(成長市場、資源供給、国際政治)

対応の方向性

① ルール重視の姿勢を堅持し、ルールに基づく国際経済秩序の維持に貢献

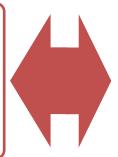
日本に裨益する形でのルール形成に取り組む。例えば、**貿易多角化によるサプライチェーン強化・保護貿易主義への対抗としての EPAの有効性も認識し、未締結のグローバルサウス諸国とのEPA・投資協定の交渉を進める**。また、WTO改革に取り組むとともに、WTO・EPAを活用し、不公正な貿易措置の是正・予防を図る。加えて、近年関心が高まっている非貿易的関心事項((※)経済安保、環境、人権等)について適切に対処しつつ、行き過ぎた措置により公正な貿易が歪められないよう、ルールの活用・形成に関与。

(※) 例えば、文化保護、宗教の保護、環境保護等必ずしも自由貿易を100%貫くことが適切でない分野もある。 これらを総称して「非貿易的関心事項」と呼ぶ。(国際経済連携推進センター新たな通商ルール戦略研究会より)



② 強靱で信頼できるサプライチェーンの構築

経済安保の観点を踏まえながら、重要物資の調達や供給先の多様化。保護主義を回避し、域内市場のLPFを確保できるよう、同志国との対話・協力を強化。価格以外の要素が正当に評価される市場を創出するべく、同志国間で政策協調し、サプライチェーン強靱化を実現。



③ グローバルサウスを含めた各国とのウィンウィンの関係構築(産業の共創)と日本産業の新たな市場開拓

重点国の絞り込み、各国との政策対話の取組・今後の方向性(協力重点分野の整理)、政策ツールのアップ グレード(フラッグシップ・プロジェクトへの補助金、官民連携ブレンデッド・ファイナンス、人材育成、対内直投) (1)過剰供給や公平な競争条件をめぐる議論、及び 「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」の 設計に向けた取組

(参考) 2024年は「選挙の年」

仏 (総選挙)

【争点】移民・難民 問題、エネルギー価 格高騰 【人々の関心】 移民・難民問題、エ ネルギー価格高騰

EU(議会選)

【争点】移民・難民 問題、緊縮財政、気 候変動対策 【人々の関心】移民・ 難民問題、緊縮財 政、気候変動対策

韓国(総選挙)

【状況】最大野党が過半数獲得、 与党は議席減少。

【争点】経済状況(成長の停滞や物価高) 【人々の関心】

物価高や雇用(特に若者)、 北朝鮮との関係

米国(大統領、上院·下院)

【争点】物価高と不法移民、人工 妊娠中絶

【人々の関心】物価高や雇用、不法移民、人工妊娠中絶等

メキシコ(総選挙)

【状況】与党連合が過半数獲得、下院は2/3超。 【争点】対米政策 【人々の関心】移民問題、 貧困・治安対策、エネルギー 政策、インフラ整備

英国 (総選挙)

【争点】移民、経済状況 【人々の関心】移民、経済状況、EUとの向き合い方

インド(総選挙)

【状況】与党連合で過半数を獲得しモディ再選も、政権 運営、経済状況(雇用や物価)が今後の課題 【人々の関心】経済状況(雇用や物価、貧困、地域間 格差)、中国やパキスタンとの距離、宗教問題

台湾(総統選、立法院選)

【状況】総統選は与党民進党の頼清徳が勝利、立法院選は野党国民党が第1党に。

【争点】両岸関係、経済状況(住宅、賃金、雇用) 【人々の関心】経済状況(住宅、賃金、雇用)

中国の産業政策(「双循環」〜供給網における地政学的な構造調整に対応〜)

- 中国は、対外開放路線を継続(国際循環)しつつ、内需を拡大することで(国内大循環)、自国の巨大市場の魅力により諸外国の投資・技術を惹き付ける「双循環政策」を提唱。
- 「自主的・コントロール可能なサプライチェーンの能力強化」のため、供給網の主要部分は国内に留めておき、強制的な技術移転を迫るとともに、国家ファンドや標準政策を駆使し、コア技術の国産化を挙国体制で推進。
- ◆ 外国(企業)の中国依存を強化しつつ、自己完結型産業チェーンの確立のために脆弱部分を重点的に補強するなどしてサプライチェーン断絶に対する抑止力を構築。
- **今年3月の全人代で「新たな質の生産力」の発展を加速**させると打ち出し、新興産業と未来産業の育成を表明。

中国が第14次5か年計画(2021~25年)等で打ち出した「双循環」

中国依存の強化

→外部からのSC断絶に対する強力な反撃力と抑止力の構築

国内大循環

- 内需拡大
- →世界の要素・資源を惹き付ける 「重力場」形成
- コア技術の国産化
- 自主的でコントロール可能な サプライチェーン

国際循環

- 中国と協力する意向のある 国・地域・企業と連携
- 対外開放に伴い
 - 「国家安全」を重視

輸出管理の強化

輸出管理法は詳細未定なるも、

- 域外適用と再輸出規制によるグローバルSCへの影響、
- ② 国際輸出管理レジームの目的を越えた国内産業 支援のための輸出規制、
- ③ 報復措置による企業の経 営判断への不当な介入の 懸念あり

2022年には「輸出禁止・輸出制限技術リスト」を改定し、他国にとってのチョークポイント技術の輸出管理を強化。

中国産業政策・方針の進展

「新たな質の生産力」の発展

- 重要コア技術研究の強化
- <u>自律的、制御可能、安全で信頼</u>性の高いサプライチェーン
- 新興産業 (新エネ車、水素、新素 材、バイオ、宇宙等)、<u>未来産業</u> (AI、量子、ロボット等)の育成

出処:金壮龍・中国工業情報化部長論文(本年6月)

国家ファンドによる産業育成

本年5月、<u>国家IC産業投資基金</u> (第3期)を設立。出資額はIC 基金で過去最高の約6.9兆円

標準化政策(半導体の例)

車載チップに係る国家標準の共通 要件として「環境・信頼性」「機能 安全」「サイバー」「電磁**雨**立性」の 4項目を定め、<u>自主開発を推進</u>。。

米国の産業政策

- 米国・バイデン政権は、補助金や税額控除等の措置を通じて、国内投資促進やサプライチェーン 強靱化の実現を目指す産業政策を展開。
- 2022年8月には気候変動対策への投資を目的とする「**インフレ削減法**」と、半導体製造等を支援するための「**CHIPS及び科学法**」がそれぞれ成立した。

米国インフレ削減法

(IRA: Inflation Reduction Act) (2022年8月成立)

<u> <概要></u>

- 気候変動対策へ<u>過去最大規模の</u> 3,690億ドルを投資。
- **再エネやEV、クリーン水素等**への 税額控除及び補助金を通じた国 内投資促進を目指す。



出典: 2023年4月ホワイトハウスHP

<ねらい>(2022年8月バイデン大統領スピーチ)

- 過去最大の投資を行う。
- IRAは、何万もの良い給料の雇用とクリーンエネルギー製造業の雇用を米国で創出する。



<IRAによる米国への回帰>(2023年3月CSISレポート)

• IRAの成立以来、フォルクスワーゲン、BMW、エネル(イタリアの エネルギー企業)、フレイル(ノルウェーの電池企業)などの欧州の大 手企業を含む約20の企業がクリーンエネルギー生産施設の 新設・拡張を発表。10万人以上の新規雇用が米国で創出 される見込み。

CHIPS及び科学法 (CHIPS and Science Act of 2022) (2022年8月成立)

<概要>

- 国内半導体製造業へ<u>5年間で527億ド</u>ルの資金援助。
- **半導体関連投資等**への税額控除及び補助金を通じた国内投資促進を目指す。



出典: 商務省HP 署名式の様子

<ねらい> (2022月8月バイデン大統領スピーチ)

- 米国は半導体を発明した。30年以上前、米国はこれらの チップの世界生産の40%を占めていた。
- いまや、米国は半導体の10%を生産するのがやっと。
- この法律によって、半導体を自国に取り戻すことができる。それが、我々の経済的利益であり、国家安全保障上の利益である。

< CHIPS法1周年 バイデン大統領の声明> (2023年8月)

・ 私が**この法律に署名してからの1年間**で、企業は半導体製造を米国に戻すために**1660億ドル以上の投資を行うことを発表**した。こうした投資は、**全米の地域社会で雇用と機会を生み出している**。

米国の貿易措置

- 米国は様々な貿易措置を持ち、共和・民主の両政権とも、目的に応じて積極的に活用。
- 近年では、通商拡大法232条や通商法301条に基づき、以下のような関税措置を発動。

通商法301条に基づく措置

トランプ政権は、2018年以降、通商法301条を中国製品に適用 し、関税を引き上げ。

2020年1月に中国との間で米中経済貿易協定(第一段階) に合意するまで、段階的に対象範囲を拡大。



<u>バイデン政権</u>は、トランプ政権が課した**追加関税を維持**。

- 2022年5月にUSTRは4年見直しの実施を発表。 見直し結果の報告書が2024年5月に公表。
- 上記報告書を受け、**バイデン大統領はUSTR**へ一部製品の 関税引き上げを指示(2024年6月下旬までパブコメ募集)。

2024年5月発表の関税引き上げ(概要・抜粋)

2024年8月1日に	引き上げるもの	2025年1月1日に引き上げるもの		
EV	25% → 100%	半導体 (レガシー、先端)	25% → 50%	
EV用リチウムイオン	7,5% → 25%			
電池、電池部品	7.570 7 2570	2026年1月1日に引き上げるもの		
その他の特定重要鉱物	0% → 25%	EV用以外のリチ ウムイオン電池	7.5% → 25%	
太陽電池	25% → 50%	フムイオノ电池		
人	2570 7 5070	天然黒鉛・	0% → 25%	
注射器・注射針	0% → 50%	永久磁石	7 23 70	

通商拡大法232条に基づく措置

トランプ政権は、2017年4月に輸入鉄鋼及び輸入アルミにつき、通商拡大法232条に基づく調査を開始。

- →調査の結果、米国の安全保障を阻害する恐れがあるとして、同条に基づき、翌2018年3月に 鉄鋼(25%)、アルミ(10%)へ追加関税を賦課。
- 本措置は同盟関係である日本やEUからの輸入 に対しても関税を賦課。
- 日本・EUは関税の完全撤廃を要求。

また、2018年5月には**輸入自動車**及び**自動車部品**についても、同条に基づく調査が開始されたが、実際の追加関税措置の発表には至らず。

バイデン政権は個別に日本・EUと交渉。以下合意。

- (対EU): 米国がEUに**非関税枠を設定**。EUは 対抗関税を停止。(2021年10月)
- (対日本):年間約125万トンの鉄鋼非関税枠 を設定。(2022年2月)

EU ネット・ゼロ産業法(Net-Zero Industry Act)

● 2023年3月16日、欧州委員会は、グリーン・ディール産業計画(同年2月1日発表)に沿って、EU域内のネット・ゼロ産業の製造容量に関する目標設定、導入に向けた規制整備や許認可の迅速化等を定めた「Net-Zero Industry Act」を発表。その後、2024年5月27日に理事会にて最終採決。ネット・ゼロ技術の特定や、2030年までにEU域内の製造容量を年間導入需要の40%まで高めることを目標とした「ネット・ゼロ戦略プロジェクト」セクターの指定、公共調達の評価基準として「持続可能性と強靭性」への貢献を要件にする等、技術を特定し支援を集中させることでクリーン技術の欧州内確保を目指すもの。

ネットゼロ技術: ①太陽光・太陽熱、②陸上・洋上風力、③バッテリー・蓄電、④ヒートポンプ・地熱、⑤電解槽および燃料電池、⑥持続可能バイオガス・バイオメタン、⑦CCS、⑧グリッド技術、⑨原子力・核融合技術(含核燃料サイクル)、⑩水素輸送インフラ、⑪水素及び持続可能代替燃料(海上・航空)、⑫バイオメタン燃料補給インフラ、⑬CO2/メタン/N2Oの除去・回収・輸送・注入・貯蔵・利用

※各分野におけるワンストップ窓口を設置し、手続きを迅速化

<u>1.2030年のベンチマーク</u>

- EU域内の年間需要の40%を域内 で生産 + 世界需要の15%を域内 生産
- 加盟国政府に対して<u>許認可の迅速</u> 化等を義務付け。

2.迅速な許認可プロセス

- 大規模プロジェクト(1ギガワット以上の製造容量):最長18ヶ月
- 小規模プロジェクト(1ギガワット未満の製造容量):最長12ヶ月
- ※同プロジェクトが持続可能であり、環境、社会、 安全に関する要件を遵守していることが保証されて いる必要あり。

3. 公共調達・入札における要件

- 加盟国政府等による公共調達の評価項目 として「持続可能性および強靭性」を定義。
- 環境面での持続可能性への貢献は義務的 な最低要件。
- 特定のネットゼロ技術の供給が1つの域外国からの輸入に50%以上依存している場合、「強靭性」の評価を適用。
- ・ 加盟国は、再工ネ整備のための競争入札の際に、持続可能性や強靭性への貢献など価格以外の選定基準を、1年間に実施する競争入札のうち少なくとも30%あるいは6ギガワット分に対して適用。
- ※強靱性の要件は政府調達協定加盟国には適用されない。

4.CO2貯蔵の推進

- EU全体として、2030年までにCO2貯 蔵量目標値を5,000万トン/年と設定。
- ・ 加盟国に指定された石油・ガス生産事 業者は、2030年までの貯蔵目標達成に 向けた計画を欧州委員会に提出する。

5.産業バレーの導入

- ・ ネットゼロ技術を加速する「バレー」(特定の技術に関連する複数の企業が集積する地域)の形成を目指す。
- ・指定された地域は、**ネットゼロ産業のクラ** スターとして、ネットゼロ製造容量を拡大 するための行政手続きをさらに合理化。

EUの中国製EV反補助金調査

- EUは、9月13日の一般教書演説で、<u>中国製EVに対する反補助金調査を開始</u>すると発表。
- 調査期間は10月4日から**最大13カ月とし**、補助金の影響が認められれば、**相殺関税などの措置**を 講じることができる。
- 6月12日、EUは暫定措置の概要をHPで事前公表。7月4日に暫定課税措置が発表される予定。

フォンデアライエン欧州委員長の一般教書演説

- 中国製EV (電気自動車) に対する**反補助金調査を開始**すると発表
- その価格は**巨大な国家補助金により人為的に下げられている**との見方を示した
- 一方で、中国との対話窓口はオープンであることにも言及





12

- ①当該輸入品に関する補助金の存在、②EU域内の産業に対する損害又は損害のおそれ、③①と②の因果関係、④課税がEUの利益に反しないかの4点を調査した上で、補助金相当額の関税を課すか否かを決定する
- 欧州委員会は職権で調査を開始できるとともに、すべての調査に責任を負う。しかし、加盟国は確定関税の賦課など最も重要な決定に関しては、特定多数決(加盟国の55%(15か国)かつEU人口の65%)により、欧州委員会の提案を阻止する権限を保持している

中国の反応への懸念

- ●中国商務部は強い不満を表明した
- 2013年にEUが中国製太陽光パネルに暫定的な相殺関税を決定した際には、中国がEU産ワインの反ダンピング調査に入り、 **報復を懸念**された
- ●小型車中心で中国製EVと競合する**フランスは何らかの措置を求め**、高級車中心で中国車との競合はなく、むしろ中国市場で 20%近いシェアを持つ**ドイツ自動車業界は、対中措置には反対**する姿勢と言われる

G7やOECDにおける「公平な競争条件」の議論

- 過剰生産を引き起こす非市場的措置・慣行に対応し、公平な競争条件を確保すべく、G7やOECDにおいて 議論を実施している。
- 特に、G7日本議長年においては、歪曲的な産業補助金や国有企業による歪曲的慣行、強制技術移転に 代表される非市場的政策・慣行に対する各国の現状認識、G7各メンバーが抱える課題、今後の取組等に ついて意見を交わし、強いメッセージを発信した。
- また、OECDにおいては、**日本の任意拠出金**により、①**産業補助金等の政府支援**および②**国有企業**について調査**を実施**し、レポートを公表したほか、2024年5月の閣僚理事会では、改訂版国有企業コーポレートガバナンス・ガイドラインを採択した。

G7貿易大臣会合声明(2023年10月)関連箇所

- ✓ G7貿易大臣は、不透明な産業補助金、国有企業、強制技術移転といった非市場的な措置・慣行や、それらを通じて不当に市場シェアを狙い、戦略的依存性を生み出す戦略が、公正な国際競争を歪め、新興国および途上国における産業開発に特に悪影響を与えることを強く懸念し、①既存ツールの活用、②より強固な国際ルールや規範の活用・強化を通じて対応することを確認。WTO第13回閣僚会議(MC13)における、「産業分野の国家介入と貿易」に関する審議の立ち上げを支持。
- ✓ 産業補助金:現行WTO補助金協定の限界を認識し、①国家によって実質的に管理された投資ファンド等からの不透明かつ貿易歪曲的な公的支援について、WTO補助金協定等を通じて、より効果的に対処すること、②全てのWTOメンバーに対して補助金を各国内において適切に公表するよう働きかけること、等に合意。
- ✓ 国有企業:一部の国による、主要な工業製品を生産するための国有企業の広範な利用を懸念。G7メンバーの既存EPA/FTAにおける国有企業ルールの共通性を認識し、それを踏まえたOECDにおける国有企業ガイドライン改訂等の新たな規範作りに取り組む。
 - (※) 青字部分は、従来のG7首脳・閣僚声明より具体的に踏み込んだ内容

OECDにおける議論

重要産業における不透明な政府支援の類型の横断的分析(2023年2月)

規律作りに向けたモメンタム醸成の一助とするため、政府支援について分野横断的に共有し、市場歪曲的な補助金の問題点や対処の必要性を発信。

◆ 個別分野のレポート(半導体、アルミ等)やレポート策定過程で得られたデータを活用し、政府支援の特徴や問題点について整理。

国有企業と政府支援分析(2023年4月)

国有企業による非市場的な行動等が貿易・ビジネスに有害な影響を及ぼしている 状況の是正のため、**商業的考慮や無差別待遇を含む規律の方向性について共 有し、発信**。

◆ 国有企業の行動による貿易への影響や民間企業との競争上の問題を定量的・定性的に分析。各種FTA等及び主要貿易国の国内制度における当該問題に対処可能な規定の有無有についても調査。

国有企業コーポレート・ガバナンスガイドライン

主に、①国が過半数を保有していない場合に**国有企業が国に「支配」されているとされる場合の整理**、②国有企業による**市場歪曲的慣行の整理**、③**開示及び透明性**の向上等の観点から改訂作業を行い、2024年5月の閣僚会合において採択。

経済的威圧対応に向けた国際協調

- 近年、重要物資の輸出制限、関税引き上げ、通関拒否等の経済的圧力を加えることにより、他国の政策を自国に有利な形に変更させようとする試みに対する懸念が増大。
- こうした行為に対し、各国は、抗議や国内法整備の検討、WTO紛争解決手続の活用などに加え、首脳声明・ 貿易大臣声明等によるメッセージング、多層的なフォーラムを活用した情報共有や対応体制構築を図っている。

G7

- ・G7広島サミットにおいて首脳声明を発出し、経済的威圧に対する調整プラットフォーム設立合意(2023年5月)
- **G7大阪・堺貿易大臣会合**において、経済的威圧の**抑止・対抗**に向けて協力することや、**企業が意図せず威圧に寄 与する可能性**に関する認識向上に努めること等について議論・確認し、**閣僚声明を発出**。(2023年10月)

<G7大阪·堺貿易大臣会合 閣僚声明>

- 経済的威圧に対する共同の評価、準備、抑止及び対応を強化するため、「経済的威圧に対する調整プラットフォーム」を **立ち上げ**、連携を強化するとともに、G7以外のパートナーとの協力を更に促進。
- 調整プラットフォームの下、**早期警戒や迅速な情報共有等**を行う。適切な場合には、被害を受けた国等を支援すべく協調。

日、豪、加、NZ、 米、英

- ・<u>閣僚会合</u>を開催し、経済的威圧や非市場主義的政策・慣行に関する<u>共同宣言を発出</u>(2023年6月)
 - 経済的威圧及び非市場的政策・慣行を効果的に抑止・対処するため、**懸念を表明**し、**国際的な協力を強化していくこと** (こコミット)。

OECD

• **閣僚理事会**において議論し、G7経済安保首脳声明に準じた内容の**閣僚声明を発出**(2024年5月)

CPTPP

• <u>一般見直し</u>の議論の中で、CPTPPが経済的威圧に対応する手段であることを含め、WTOを中核とした ルールに基づく多角的貿易システムを更に補完する**方策を検討**。

日中韓サミット

- 5月27日(月)、韓国・ソウルにて、約4年半ぶりに開催(26日夜に晩餐会も実施)。
- 日中韓サミットの場では、未来志向の幅広い日中韓協力について議論。経済分野を含め3カ国間の協力を一層推進していくことの重要性を確認し、共同宣言を採択。経産省関連では、WTO、RCEP、日中韓FTA、知財等について合意。
- 高い関心が寄せられている日中韓FTAについては、
 - 共同宣言で「独自の価値を有する、自由で、公正で、包括的で、質の高い、及び互恵的なFTAの実現に向け、交渉を加速していくための議論を続ける。」と記述。
 - 共同記者会見において、**岸田総理**は、「**ハイレベルな規律を含め、未来志向の日中韓FTAのあり方について率直な意見交換を行っていきたい**」と述べた。
- なお、サミット開催に合わせて、**日中韓ビジネスサミット**(民間会合)も開催。「経済活性化」及び「持続可能な発展」をテーマに議論し、共同声明を採択。
- 我が国の国益、産業・技術競争力の観点から重要な中韓との経済交流を進めていく。

日中韓首脳サミット(5月27日)



出典:NHK

(参考) 日中韓首脳共同声明における当省関係個所のポイント

- ・ 開かれた、透明性のある、包摂的で、無差別かつルールに基づく多角的貿易 易体制の支持
- 2024年までの紛争解決機能の回復や電子商取引共同声明イニシアティブの 交渉の迅速な妥結を含めた、WTO機能の改革・強化
- RCEP協定の履行確保の重要性の確認・加入手続き議論の加速の奨励
- 日中韓FTAの交渉加速に向けた議論の継続
- グローバルに公平な競争条件を確保するための作業の継続
- 知財協力に関する10年ビジョンの策定
- 大阪・関西万博の開催の歓迎

中国企業の競争力の源泉となっている 巨大な自国市場(成長が鈍化してもなお大きな市場創出力、イノベーションカ)

- 中国の成長率は減速しているとはいえ、2022年のGDPは日本の約4.2倍であり、GDP増加分はトルコやスイス1ヶ国分に相当。
- また、中国は「世界の工場」や「巨大市場」からイノベーション強国へと変貌しつつあり、①科学技術分野における論文数は世界1位、②大企業のR&Dは世界の2割を占めるほか、③最新技術の社会実装も進んでいる。こうした実態を捉え、我が国企業も中国市場を戦略的に活用していくことが重要。

【世界各国の名目GDP(2022)】 単位:億ドル

				•	•
1位	米国	254,627	19位	トルコ	9,055
2位	中国	178,863		中国のGDP増加分 (21→22)	9,050
3位	日本	42,375		四川省	8,423
4位	ドイツ	40,857	20位	スイス	8,185
5位	インド	33,897		湖北省	7,976
6位	イギリス	30,819		福建省	7,883
7位	フランス	27,801	21位	台湾	7,605
8位	ロシア	22,443		湖南省	7,224
9位	カナダ	21,379	2 2位	ポーランド	6,907
10位	イタリア	20,120		安徽省	6,686
11位	ブラジル	19,200		上海市	6,628
	広東省	19,165	23位	アルゼンチン	6,306
	江蘇省	18,238		河北省	6,289
12位	豪州	17,026		北京市	6,176
13位	韓国	16,739	2 4位	スウェーデン	5,912
14位	メキシコ	14,659	25位	ノルウェー	5,794
15位	スペイン	14,189	26位	ベルギー	5,791
16位	インドネシア	13,188	27位	アイルランド	5,336
	山東省	12,978	28位	イスラエル	5,250
	浙江省	11,535	29位	アラブ首長国連邦	5,071
17位	サウジアラビア	11,082	30位	タイ	4,954
18位	オランダ	10,102		陝西省	4,864
	河南省	9,105	3 1位	ナイジェリア	4,774

①科学技術分野の論文数

「科学技術指標2023」によると、1年当たりの 論文数は中国が46万4077本で世界1位。

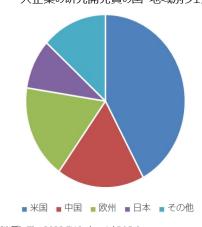
全分野	2019 - 2021年 (PY) (平均			
	論文数 分数カウント			
国·地域名	論文数	シェア	順位	
中国	464,077	24.6	100 122	
米国	302,466	16.1	2	
インド	75,825	4.0	3	
ドイツ	73,371	3.9	4	
日本	70,775	3.8		
英国	67,905	3.6	6	
イタリア	57,579	3.1	7	
韓国	57,070	3.0	8	
フランス	46,588	2.5	9	
カナダ	45,350	2.4	10	
ブラジル	44,983	2.4	11	
スペイン	44,625	2.4	12	
オーストラリア	41,886	2.2	13	
イラン	37,777	2.0	14	
ロシア	33,026	1.8	15	
トルコ	30,117	1.6	16	
ポーランド	26,720	1.4	17	
オランダ	22,848	1.2	18	
台湾	21,937	1.2	19	
スイス	16,458	0.9	20	
スウェーデン	15,301	0.8	21	
メキシコ	13,676	0.7	22	
サウジアラビア	12,648	0.7	23	
エジプト	12,310	0.7	24	
パキスタン	11,887	0.6	25	

【中国におけるイノベーションの進展】

②大企業の研究開発費

欧州委員会が公表した世界主要2500社を対象と する報告書によると、研究開発費総額のうち、中国 が占める割合は全体の約2割で、欧州を抜いて米国 に次ぐ世界2位。

大企業の研究開発費の国・地域別シェア



(出所) The 2023 EU Industrial R&D Investment Scoreboard.欧州委員会

③中国で進む最新技術の社会実装

中国では、北京や深圳といった大都市を中心に自動運転といった最新技術の社会実装が進んでおり、中国で洗練された社会 実装が日本に導入されるといった事例も多く存在する。



← 中国では、小型・低速の自動運転車がフードデリバリー、荷物配達、無人販売、警備等の分野で活躍。

→ 日本にも導入されており、北海 道石狩市や千葉県の幕張地区など では、中国スタートアップの車両を用 いた配送サービスが試験的に実施さ カエいる



(出所) 報道等より北東アジア課作成

「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」設計に向けた取組

- ■「GX」「DX」「経済安全保障」など、経済合理性だけでは解決できない新たなミッションに対し、産業構造や政策ツールが異なる各国が自国最優先で様々な措置を導入すれば、世界の断片化が進み、 国際経済秩序が漂流しかねない。
- このため、「持続可能性」や「信頼性」といった各国が同意しうる原則に基づき、脱炭素・安定供給・ サイバーセキュリティなど、「価格以外の要素」が正当に評価され、公正な競争条件が確保されるグ ローバルマーケットの設計を、需要面に働きかける政策(購入補助金等)も活用しながら、重要・ 戦略物資ごとに働きかけていく。

「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」設計に向けた進め方

同志国との先行的な取組

米・欧やG7と産業政策/GX政策/経済安全保障政策等の連携について議論する枠組みをつくり、重要・戦略物資について具体的議論を開始。

(例)

・米:GX-IRA閣僚対話、日米経済版「2+2|等

・欧:日EU水素ビジネスフォーラ

ム等

・G7:2024プーリアサミット

グローバルサウスとの多面的協力

地域全体でのGXや、経済強靭性の実現に向けて、**具体的なプロジェクトの組成やルール形成を**動きかけ。

(例)

- ・アジアゼロエミッション共同体
- ・インド太平洋経済枠組み

国際的な規律の形成

各国との産業政策の協調やそのための基準づくりを通じて、時代に即した新たな形の、 ルールに基づく国際経済秩序の形成を目指していく。

同志国との産業政策協調~持続可能性や信頼性等が正当に評価される製品・サービスの市場の創造・維持・拡大~

2024年4月 GX-IRA閣僚対話 (共同プレスリリース抜粋)

• エネルギーと産業の脱炭素化に不可欠な戦略物資の安定供給を維持することの重要性に鑑み、両者は、多様で、 強靭な、特定の国に過度に依存しない戦略物資のサプライチェーンをグローバル・パートナーとともに実現するため、<u>持</u> 続可能性などの原則に基づき、供給力強化と需要創出に向けた共同かつそれぞれの取組を加速させる必要性に同 意

2024年6月 日EU水素ビジネスフォーラム (共同プレス声明抜粋)

- 両者は、第5回日・EUハイレベル経済対話で議論された、市場歪曲的な産業補助金といった広範な非市場的 政策及び慣行に起因する戦略物資に関する特定の供給源への経済的依存関係の武器化に対する深い懸念を共 有した。両者は、こうしたある供給源に対する経済的依存関係や過剰生産能力から生じる全体的な脆弱性に対処 し、連携した取組を通じて公平な競争条件を促進する必要性を認識する。
- 両者は、クリーンエネルギー分野における供給・需要サイドの政策で協力し、透明性、多様性、安全性、持続可能性及び信頼性の原則に基づき、脱炭素、安定供給、サイバーセキュリティといった価格以外の要件を適切に評価する。両者は、まずは風力、太陽光、水素分野において作業を始め、今後対象分野を拡大することを確認。

2024年6月 G7プーリアサミット(首脳声明抜粋 ※仮訳調整中)

• Recognizing that economic resilience requires de-risking through diversification and reduction of critical dependencies, including those resulting from overcapacity, we will implement the principles on resilient and reliable supply chains, namely transparency, diversification, security, sustainability, trustworthiness and reliability. We will do so by actively engaging with partners and the private sector, within and beyond the G7, while preserving economic dynamism and openness. We encourage the public and private sectors to make coordinated efforts to strengthen the supply chains resilience of strategic goods, in terms of both supply and demand. This will include seeking to collectively identify critical goods, strategic sectors, and supply chains, for future coordination within the G7 on relevant criteria that take into account not only economic factors, but also factors linked to the principles above.

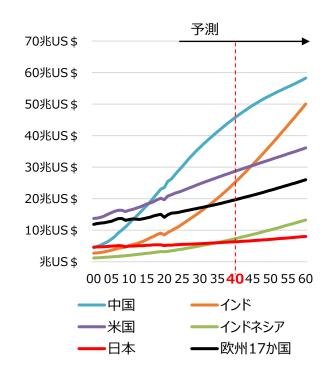
(2) グローバルサウス諸国との連携強化と 通商政策の新しいフロンティア

中長期的に高まるグローバルサウス諸国の経済力

● グローバルサウス諸国の経済力は、中長期的にG7諸国を上回ると予想される。

OECDによる実質GDP予測

※2010年時点での購買力平価に基づく実質GDP予測



▶ OECDによると、2040年までにインドネシア が経済規模で日本を追い抜くと予測。

ゴールドマンサックス社によるGDPランキング

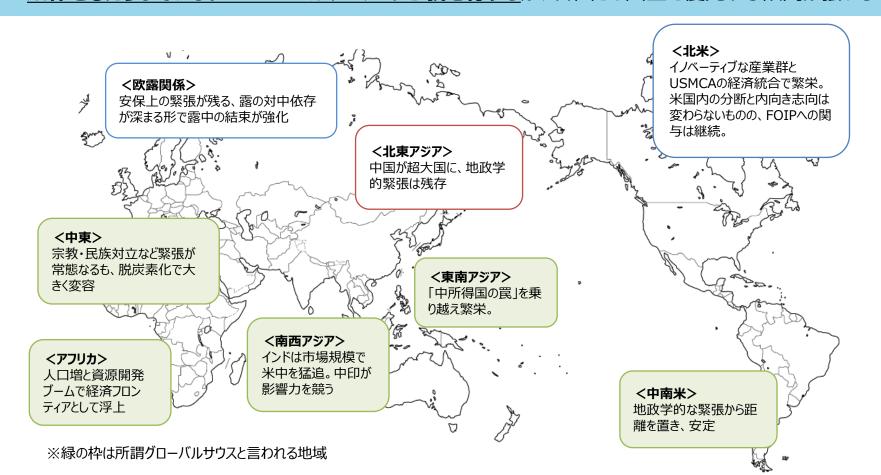
※USドルベース

予測 					
	2000年	2022年	2040年	2050年	2075年
1	米国	米国	中国	中国	中国
2	日本	中国	米国	米国	インド
3	ドイツ	日本	インド	インド	米国
4	英国	ドイツ	ドイツ	インドネシア	インドネシア
5	フランス	インド	日本	ドイツ	ナイジェリア
6	中国	英国	英国	日本	パキスタン
7	イタリア	フランス	インドネシア	英国	エジプト
8	カナダ	カナダ	フランス	ブラジル	ブラジル
9	メキシコ	ロシア	ロシア	フランス	ドイツ
10	ブラジル	イタリア	ブラジル	ロシア	英国

2075年、GDP上位10カ国中、 6カ国がグローバルサウス。

現状から想定される2040年頃の姿

- 国際経済秩序は、自由主義と権威主義といった異なる体制間での緊張を背景に不確実性の高い状況が継続。
- 世界人口の増大やDX、GXが起点となって、イノベーションが創発され、世界経済は年率2%程度の安定的な 成長が見込まれる。今後の所得拡大が見込まれるグローバルサウス諸国の成長の取り込みを、先進諸国・新 興国がともに模索し続ける。
- <u>WTOは、</u>産業政策、環境、経済安全保障、デジタルなどの諸課題に対処しながら、**国際貿易・投資に一定の** 規律をもたらしている。G7・G20は、一定の意義を有するが、各国とも国益を優先する傾向が強まる可能性。



(参考) 日本の事業構造の変化

● 構造変化に直面する世界において、**日本は、世界の需要を取り込むといった観点から、新たな国**際枠組・ルールの形成やサプライチェーンの再構築等が求められる。

GX・DXの進展

- 再エネ、水素など脱炭素エネルギーが、安定的・合理的な価格で供給。
- 貿易手続のデジタル化等が推進され、国境を越えたサービス貿易も活性化。
- **GX は脱炭素エネルギーやネットゼロ技術の供給国**に、 **DX** は生成 AI など**イノベーションを生み出す企業に富の 集中**をもたらす。

サプライチェーンの再構築

- 地政学的な緊張が事業活動に**不測の事態への備え**を必須化。
- 特定の国の不当に安価な製品への過剰依存のリスク認識を 受けて、同志国連携の下、価格以外の要素を市場が考慮す る「透明、強靭で持続可能なサプライチェーン」 構築への要 請が高まる。
- 従来の経済連携協定や投資協定に加え、**同志国間で分野 別協定形成の動きが活発になる。**

日本の事業構造の変化

【日本のマクロ経済状況の変化】

- 日本が中規模国化していく中で経済産業の活力を保つため、**欧米先進国のみならずグローバルサウス諸国の伸びゆく外需の** 取り込みが不可欠になり、世界の需要を取り込みながら持続的に成長する経済構造に転換へ。
- 輸出財の競争力の向上と過度な化石燃料依存の脱却によって交易条件が改善し、実質賃金の上昇に寄与。

【日本に拠点を置く企業及び日本の産業全体の競争戦略の変化】

● 日本企業は、フルセットの産業構造、文化・コンテンツの魅力といった強みを活かして世界と伍していく。世界本社・世界工場といった「世界の創造拠点」として日本を位置付け、世界で稼いだ利益を日本国内に還流させて活用するのに見合うような、ソフトウェアや研究開発を含む国内投資・賃上げ・イノベーションを継続的に拡大。

【国際市場・サプライチェーンの再構築】

■ 同志国企業と協働したグローバル・サプライチェーンの再構築が企業戦略の選択肢に組み込まれる。

(参考) アンバンドリングの観点から見たグローバリゼーション

- グローバリゼーションは、**技術が進展していくにつれ、モノ、アイデア(技術・データ等)、ヒトそれぞれの移動コ** スト**を低下**させてきた。
- デジタル技術の進展の加速により、世界が第3のアンバンドリングへ移行している最中にコロナ禍が発生。

第1のアンバンドリング(1820~1990年)

鉄道や蒸気船の誕生により、**生産拠点を消費市場と異なる国に設ける**ことが可能に。

・幅広い産業で**比較優位に基づく国際分業**が進展し、**原材料・完成品の国際貿易**が盛んに。

・他方、アイデアや人を移動させるコストはそれほど 低下せず、**先進国に産業が集中。発展途上国と の発展の格差**を生むことに。

第2のアンバンドリング(1990年頃~)

メール等を活用した効率的な進捗管理により、**工程別の工場を異なる国に設ける**ことが可能に。

- ・先進国の企業は、遠隔地からも生産技術や経営/リハウを新興・途上国へ持込み、効率的な生産を実現するように。その結果、オフショアリンケーが進み、新興・途上国との賃金格差が収縮していくことに。・部号の国際貿易が拡大し、グローバル・サプライ
- **・部品の国際貿易が拡大**し、グローバル・サプライチェーンが大きく発展。

第3のアンバンドリング(2015年頃~)

ITツールの多様化により、オフィス勤務と同様に距離の離れた個々人が分担して働くことが可能に。

- ・先進国の下働き的な仕事から専門的な仕事まで、途上国の労働者や専門家が行うことが可能に、 先進国の専門家はより応用的な研究を行うことが 可能に。
- ・今後は、労働者が別の国からサービ、スを提供するなど、世界規模でパーチャルワークが拡大する可能性。

国の 役割

参考

データ

ポイ

ント

特徴

- ・自由貿易政策や福祉国家の実現
- ・グローバル・ガバナンスの構築

- ・国際機関・国際ルールの形成
- ・EPAなどの二国間・地域内におけるルールメイキングを含めた貿易・投資環境の整備

(1990年=100) **米国における通信コストの推移**110
100
90
80
70

2008

2011

2017 2020 2023 個人単位の生活保障、人的な資本強化支援策、 デッ・タル化に必要となる基盤(インフラ・ルール)整備



(注)リチャード・ボールドウィン、木村福成を参考に作成。左図は鉄道トン・マイル当たり収益額(原数値)。中央図は通信サービスの価格指数(原数値)。右図は2020年までは日次アクティブユーザー数、2021年以降は月次アクティブユーザー数。 (出所)左図、中央図はセントルイス連邦準備銀行から作成。右図はMicrosoft社発表から作成。

2002

1993

日本のグローバルサウス政策の総括と取組方針

- <u>我が国は長期スタンスの下</u>、<u>製造業志向で人材育成等の協力を重ねてきており、ASEANを中心に成果を</u> 上げているが、近年、一部のグローバルサウス諸国で出遅れ感あり。
- <u>こうした中、各種政策対話を通じて①未来産業、②重要鉱物、③脱炭素を主なアジェンダとして「共創」を推進。技術の開発・実証・実装を進めながら、「政策協調」</u>を図り、公正で持続可能なビジネス環境の整備を目指す。

(代表的な政策対話)

(主なアジェンダ)

ASEAN·大洋州

- 日ASEAN関連会合
- 日越産業・貿易・エネルギー協力委員会等
- AZEC閣僚会合

・ 脱炭素(アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想)

未来産業(次世代自動車、航空、GX・DX、人材、ヘルスケア)

インド

- ▶ 日印産業競争カパートナーシップ
- 日印エネルギー対話

- **未来産業**(半導体、ヘルスケア等)
- 脱炭素 (水素・アンモニア 等)
- その他(優秀なデジタル人材協力等)

中南米

- 日伯貿易投資促進·產業協力合同委員会
- 日墨EPAビジネス環境整備委員会
- ▶ 日チリ及び日ペルー官民合同鉱業会議等
- 未来産業 (自動車、ヘルスケア、農業等)
- 重要鉱物 (リチウム 等)
- 脱炭素(水素・アンモニア等)

中東

- 日サウジ・ビジョン閣僚会合
- 日UAEパートナーシップ(CSPI) 等
- 脱炭素 (水素・アンモニア、e-fuel 等)
- その他 (医療・ヘルスケア、水等の社会課題解決)

アフリカ

- 日ケニア産業政策対話
- 日南ア合同貿易委員会

- 重要鉱物 (ニッケル、コバルト等)
- その他(製造業中心に将来的な協力分野の議論)

中央アジア

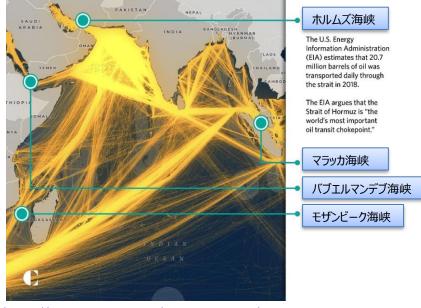
●「中央アジア+日本」対話・経済エネルギー対話。

- 脱炭素(トランジションに向けた協力)
- その他(DX等を活用した社会課題解決ビジネス実証)

面的な経済接続性の強化

- 東アジアと欧州・中東・アフリカを結ぶインド洋は、日本にとって極めて重要。
- 海上交通路であるのみならず、原材料調達、生産拠点、成長市場としての魅力が増しているが、この地域の成長の取込みを日本単独で行うのは、制度面・資本面・人材面等でハードルが高い。
- 現地企業との「共創」や、有志国連携(例:日米比、IPEF)が重要。
 - ・ アフリカのように、日本企業とのネットワークが相対的に希薄だが、ポテンシャルの高いグローバルサウス市場を開拓する際、<u>他のグローバルサウス諸</u> 国の有形・無形のネットワークを活用(例:印僑)すべく、「面的」な取組を進めることが有効ではないか。

インド洋のチョークポイント



https://carnegieeurope.eu/strategiceurope/87093



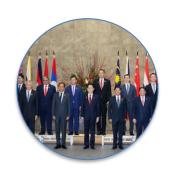
グローバルサウス諸国の重点国・地域に関する考え方の例

グローバルサウス各国について①マーケット、②ビジネス拠点、③重要物資・鉱物に関連する指標を総合し、経済安全保障や市場開拓の観点から、重点国・地域を絞り込む初期的な調査研究を実施。



ミッション志向の産業政策がもたらす通商政策の新しいフロンティア

- 「GX」「DX」「経済安全保障/経済的強靭性」といた新たな分野で、日本とグローバルサウスが共に未来を作るための「共創」領域が増えており、一部は国際枠組みの設立に結び付いている。 従来の経済連携に留まらない、新たな時代に即したミッション志向の連携に繋げていく。
- こうした取組を一層後押しするため、経協ツールも活用していく。



AZEC アジア・ゼロエミッション共同体

●世界の排出量の半分以上を占めるアジアのGXの実現に貢献すべく、地域のプラットフォームとして立ち上げ、エネルギー・トランジションを一層後押し。



アジアにおける 産業データ連携の推進

●DFFTの実現を目指し、企業、業界、 国境を横断したデータ・システム・ビジネ ス連携を具体的に推進するための取組 であるウラノス・エコシステムとも連携しな がら、貿易DXの推進等により、デジタル 時代に即した一層の経済関係深化。



IPEF インド太平洋経済枠組み

●成長著しいインド太平洋地域において、 米国の地域への関与を高めつつ、ルール と協力の両輪で、自由・公正・包摂的な 経済秩序を形成。特に、「サプライチェー ン協定」を通じて物資途絶への対応強 化。

貢献

経協ツール利活用促進;グローバルサウス未来志向型共創等事業(R5年度補正予算1,083億円) 等

グローバルサウス諸国との連携の重要性

- |● グローバルサウス諸国は、近年経済力を向上させるとともに、**今後長期にわたり経済的なプレゼンスを高めると予測され、今後益々国際場裡における存在感を増していく。**

- グローバルサウス諸国の**歴史的・文化的背景は多様**。都市化や高齢化などの社会課題に直面する国、インフラ、公衆衛生や教育に問題を抱える国、食料や医療の不足に苦しむ脆弱国、難 民の発生や気候変動の影響等の問題に苦しむ国など各国の置かれた状況も異なる。
- 我が国は、食料・鉱物資源・エネルギー等を海外からの輸入に大きく依存し、グローバルサウス諸国との協働、そしてグローバルサウス諸国の脆弱性の克服をサポートしながらその活力 を取り込むことが、経済発展や経済強靱化にとって不可欠。
- グローバルサウス諸国を共創のパートナーとすることは、我が国の経済成長や経済安全保障面を含めた国益を実現していく上で極めて重要。また、グローバル・ガバナンスは、経済のみ ならず、歴史、文化、宗教、政治体制などの多様性を認めながら、世界各国とともに実現していく必要がある。そのため、置かれている状況が異なる**グローバルサウス諸国を共創のパー**
- トナーとすることは、国際社会における分断と対立の動きを協調に導く上でも極めて重要。
- グローバルサウス諸国との連携にあたっての基本的な考え方
- |● **グローバルサウス諸国との連携を推進することが、我が国の国益増進につながるものであること**。グローバルサウス諸国との戦略的な関係構築に向け、グローバルサウスの活力を取り込
- み、相互の経済成長の実現を追求するとともに、重要鉱物・物資等のサプライチェーン構築による経済強靱性の強化や、循環経済の実現等を推進していくことが不可欠。
- グローバルサウス諸国を未来の経済社会を共に創る「共創」のパートナーと考えること。そして、我が国がグローバルサウス諸国にパートナーとして選ばれる関係を構築すること。その
- - 際、個別の地域・国の事情に応じて、各国の視点に立った、きめ細かな対応をとる。置かれている状況が異なるグローバルサウス諸国の多様なニーズに応えて、様々な主体を巻き込んだ
- 相手国との対話と協働による社会的価値の共創を実現する。 グローバルサウス諸国との連携強化により、**国際公益の実現をともに目指すこと**。その際、国連憲章にある諸原則を堅持し、国連システムの強化等を通じてグローバル・ガバナンスの強
- 化に貢献するとともに、グローバルサウス諸国との共通項を強調し、国際社会における分断と対立の動きを協調へ導いていく。 具体的な方策
- (1) 重層的な関係作り
- 本年7月の太平洋・島サミット、11月の中南米におけるG20及びAPEC首脳会議、「中央アジア+日本」対話・首脳会合の開催、日印間の相互首脳往来、来年8月のTICAD9の開催等 の機会を捉えつつ、経済ミッションを同行してのトップ外交、政策対話の深化、官民フォーラムの開催を通じ、重層的な関係作りを行う。
- (2)様々な主体による連携
- 内閣官房海外ビジネス投資支援室(GBIS室)を中心に関係省庁及び政府関係機関等が緊密に連携して、重層的・横断的な対応を行う。 ● 海外拠点においても、在外公館で推進する経済外交のための「共創プラットフォーム」を中心に、共創の取組を実践的に更に一段前に進める。
- (3) テーラーメイドなアプローチ
- グローバルサウス諸国の多様性をよく理解し、国単位のみではなく、地域単位や地域を越えたより大きな面的視点(インド洋、インド太平洋など)で捉えるとともに、我が国が重視す る、未来を担う様々な産業を分野毎にグローバルに横串で捉えていくことなども加味し、各国及び各地域の実情に応じて、テーラーメイドなアプローチを検討していく。その際、相手

· ODAの様々な形での拡充、オファー型協力を一層推進

・グローバルサウス諸国の社会課題解決に貢献し、その

国の状況や同志国との役割分担等を踏まえた戦略的な対応も必要となる。

支援強化

新戦略を策定

継続的関与

テイク

① リスク対応に向けた施設・設備の実装 ・日本の産業協力の象徴となるようなフラッグ **シップ・プロジェクトを組成**し、双方の国々

気候変動の適応策と緩和策の推進

- が裨益する仕組みの構築 ・日本が強みを有する分野等について、**民間企** 業では背負いきれないリスクに対応するため、 研究開発や商用化に向けた実証支援を着実に 進めるとともに、施設・設備の実装まで含め
 - ・ODAやその他公的資金(OOF)を通じた企業の経済活 動の環境整備を強化し、これらを「触媒」として民間 資金動員を更に推進するなど、国際協力の新しい仕組
 - みの構築
- ⑤ 第三国・国際枠組み等を通じた面的展開の強化

② 国際協力の新しい仕組み

結果を国内に還元

「次の次の経済フロンティア」の形成

- ④ 従来のインフラの概念を超えた新領域での官民連携 ・インフラシステム海外展開戦略を見直し、2030年を見据えた
- ・官民連携(PPP)を含めた案件形成の上流への積極的参画
- ・スマートシティや公共交通指向型都市開発 (TOD) 等の推進
- 経済安全保障上重要なインフラへの積極的関与 ・運営・維持管理(O&M)による事業参画等を通じた案件への ・グリーンフィールドにおける公的機関による積極的なリスク

- ・日本単独で進出が難しい国々について、**第三国経由**

実現

- での輸出促進等に向けた産業協力や拠点整備
 - ・同志国との連携も含めたサプライチェーン強靱化等 ・貿易実務等のデジタルトランスフォーメーション (DX) に資するデジタル公共基盤について、ウラ ノス・エコシステムとも連携しながら同志国と連携 し我が国主導での構築
 - IPEFやAZEC等の国際枠組みを通じたインド太平洋 地域における持続可能で包摂的な経済成長やGXの

とのマッチング、各国政府との協調案件の組成促進

・地方自治体と連携した地元企業の海外展開の促進

③ 日本企業の現地展開に向けた各種支援

・在外公館等を活用した支援の強化

・国際標準の国家戦略の新規策定

租税条約ネットワークの拡充等

の推進

・ビジネストの紛争処理における連携

- ⑥ 人材育成・人材交流、文化交流
- - · 人材育成・人材交流(特に大学 ・同志国の安全保障上のニーズに応え、 資機材の供与やインフラの整備等

・公正で持続可能な事業環境の整備、公的金融によるスタートアップを含む日本企業の海

外展開支援やサプライチェーン強靱化支援、現地の実情に応じた資金支援策等の周知

・国際開発金融機関(MDBs)を含む国際機関との連携強化等を通じた現地企業や生産者

- 間連携を軸とした留学を含む若 者世代や、日系人の活用)や文
- 化交流の深化 ・対日直接投資やイノベーション
- の促進に資する東南アジアや南 アジア等の高度外国人材の確保 ・在外教育施設の環境整備の支援
- を行う、無償による資金協力の枠
- 組みである「政府安全保障能力強 化支援(OSA)」の一層の活用

⑦ OSAの活用

⑧ 不測の事態への対応 ・貿易保険のリスク対応能力の強化等、

不測の事態への対応

28

【概要】2030年を見据えた新戦略骨子

1. 背景

- ◆ 従来のインフラの概念を超え、新たな領域においても、政策対応を講じつつ、官民が連携して挑戦し、我が国と相手国双方の成長につなげていく必要。
- ◆ 世界のインフラ市場は過去5年間で構造的に変容すると共に、今後も伸張見込。我が国企業に強みのある設計・調達・建設(EPC)や運営・維持管理(O&M)にとどまらず、これまで必ずしも強みとはいえなかった上流や下流の段階、そして、新たな領域においても、我が国企業の存在感を高めていく必要。

インフラ市場の構造的変化と今後の潮流

□ 顧客ニーズの変化とビジネスモデル

- 社会資本整備(ハード・インフラ)→複雑化する社会課題の面的解決・仕組みの構築
- ハード(港湾、鉄道等)の売り切りモデル→ソフト(運営・維持管理)による継続的なサービスモデルの受注拡大が道半ば

ロ プレーヤー

- ➤ ODA対象国からの卒業・中進国の増加
- 新興国の現地企業の飛躍的成長・競争激化・ 市場の囲込

パワーバランス

- 新興国の人口増加と経済発展
- ▶ G7のシェア低減
- 経済安全保障

2. 新戦略の骨子(2030年のあるべき姿と実現に向けた政策対応)

2030年のあるべき姿

- 1. 我が国の「稼ぐ力」と国際競争力を高め、相手国のニーズに応え、従来のインフラ概念を超えた新領域を含めた事業を共に創り、共に切り拓く世界の経済的繁栄
- 2. 同志国・グローバルサウスと緊密に連携したサプライチェーン・経済安全保障・国益の確保
- 3. 大きな成長市場・チャンスとなるグリーン・デジタル等の社会変革への機動的対応を通じた我が国と世界の持続可能な成長の実現

(1) 相手国との共創を通じた 我が国の「稼ぐ力」の向上と国際競争力強化

■ 相手国のニーズを踏まえた「懐に入る」対応:

- 「選ばれる」国となるため、「質の高いインフラ投資に関するG20原則」に基づくインフラへの信頼を深化させ、「オファー型協力」等を通じた積極的な事業提案・支援を推進。
- ➤ スマートシティ、公共交通指向型都市開発(TOD)等の複合的で多様なまち づくりやインフラ・サードスについて、積極的に相手国に提案し具体的案件を獲得。
- ➤ トップセールス等の強化(※PALM、プラジルG20、TICAD#)、我が国が優位性を持つ技術等の紹介、国際開発金融機関(MDBs)・在京大使館等との連携強化、相手国へのビジネス環境改善等の継続的働きかけ。
- 相手国の地方都市を含めた「グローカル」な連携のため、地方を拠点とした企業 の海外展開を地方自治体や地域金融機関等と連携し積極的に支援。
- PPPを含めた案件形成の上流への積極的参画支援と提案力の強化:
- ➤ 経済広域担当官の新たな設置や日本側関係機関が有するネットワークの強化・連携に向けた「共創プラットフォーム」の構築。
- ➤ 日パングラデシュ・ジョイントPPPプラットフォーム等の二国間や多国間の政策協議や 官民プラットフォーム等の戦略性・実効性を高め、官民の適正なリスク分担や公的 資金活用によるPPPの戦略的取組を推進。
- ➤ F/Sやマスタープラン等上流へのODA等支援と企業の関与を強化。概念実証 (PoC) や国際実証、二国間クレジット制度 (JCM) 等を活用した支援を、 グローバルニーズに適した形で強化。
- ➤ 案件形成の初期において、同志国・MDBs等と連携し、案件の採算性向上とリスクコントロールを強化。
- スタートアップ、ユーザーサービス等、案件の付加価値を高める下流への参画支援:
- 長期資金供給支援が置ぶ、スタートアップが世界のインフラ市場は挑戦できる環境を整備。
- ▶ 我が国とASEAN・太平洋島嶼国等のスタートアップ・エコシステム(スタートアップの発展を支える仕組み)を構築。
- ➤ O&M等を通じた案件への継続的関与とユーザーニーズに応じた付加価値創出 の取組を支援。

(2) 経済安全保障等の新たな社会的要請 への迅速な対応と国益の確保

経済安全保障上、重要なインフラへの積極 的関与:

- 資源・エネルギー・食料の安定供給等を確保し、 カントリーリスクの高まりに対応し、我が国企業の産業競争力維持・向上に資するサプライチェーン強靱化等を公的金融により支援。貿易保険のリスク対応能力強化を通じ、我が国企業のグローバルな挑戦を支援。上流から下流の民間主導の案件形成を推進。先進国を含む地域間の連結性向上に必要なインフラを面的に支援。
- > 5G/Open RAN、光海底ケーブル、電力・金融・ 宇宙インフラ等、広い視点での国益・経済安全保障や次世代市場の獲得上、重要なインフラの受注を戦略的に獲得し、必要な人材育成等も支援。
- ▶ ウクライナ等における案件形成支援。

■ 同志国・グローバルサウスと迅速かつ緊密に 連携した案件形成と事業化支援:

- 我が国企業の「勝ち筋」の見える国・分野等を踏まえ、優先度に応じ戦略的かつ集中的に支援。 同志国等と緊密に連携し、重要案件の形成と事業化を推進。
- 国益を意識し「分断と対立」から「協調」への移行を目指し、「アウトリーチ型の外交」を通じて、グローバルサウスの成長市場を取込む。

(3) グリーン・デジタル等の社会変革を チャンスとして取り込む機動的対応

「■ 新たな市場とルール整備の主導:

- 新たな市場を生み出す国際標準化や現地国・地域での法制度整備等のルールメイキングを推進。
- ▶ アジア・エネルギー・トランジション・イニシアティブ(AETI)等を通じた、アジ ア・ゼロエミッション共同体(AZEC)構想の実現、公正なエネルギー移 行パートナーシップ(JETP)等を推進。
- ➤ 二国間クレジット制度 (JCM) のパートナー国拡大等を通じ、 質の高い炭素市場の構築に貢献。
- ➤ 気候変動の適応策(防災等)と緩和策の推進、水素社会 推進法に基づいた環境整備。
- ➤ 課題先進国としての知見が活かせる保健医療分野等の海外展開。
- ➤ 広島AIプロセス等を通じた安全、安心で信頼できるAIの実現 に向けた取組を推進。

■ グリーンフィールドにおける公的機関による積極的なリスクティク:

- ▶ 資源開発、新技術・ビジネスモデルを活用した事業等への官民 ファンドを含むOOF (※)BIC、NEXI、JICT、JOIN等) 支援を拡大し、長 期資金供給・出資機能等の積極的リスクテイクを推進。
- ➤ 経済安全保障上、重要なインフラについて、積極的リスクテイクにより同志国等との連携を強化。
- 公的資金と民間資金を適切に組み合わせるブレンデッド・ファイナンス等の仕組みの構築。

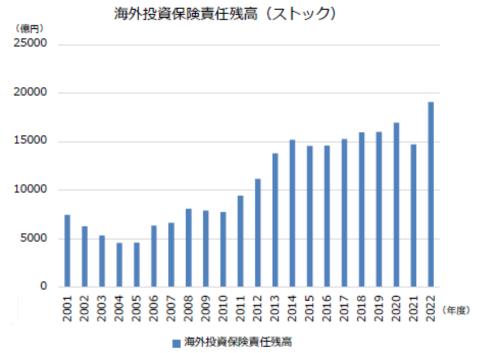
■ 新たな市場に対応する現地及び本邦人材の育成と交流:

- ・インフラ整備・O&M事業等を通じた現地人材育成、国内における外国人材の積極的活用、外国での事業運営等を担える本邦人材の育成。
- ゲロードルカス未来産業人材育成等事業や日越大学構想等の事業を我が国の強みや相手国ニーズを踏まえ掛組人がロードルカスの人材を取込む。
- 研究機関等により、国際標準化等のルールメイキングを活用した 海外ビジネス展開の促進に必要な人材育成の仕組みを整備。

企業のリスク観の変容

- 海外展開する企業の7割以上が地政学リスクの高まりを認識。
 - 経営戦略における地政学リスクマネジメントの重要性の認識は、3年連続で増加(直近では9割弱が重要と回答)。※
 - 企業は情報収集・専門人材の育成強化等の対応を進めるとともに、悪影響に備えて調達見直しや生産国シフトなど事業プロセス変更に着手する企業も。
- ⇒ カントリーリスクの軽減を望む企業にとって、貿易保険は有力な選択肢の1つであるが、投資保険は、引受実績(フロー)、残高(ストック)ともに増加し、2001年のNEXI設立以来最大。足元でも新規加入の相談が増加しており、NEXIのリスク対応能力強化が一層重要に。
- *「PwC Japan企業の地政学リスク対応実態調査2023」(2023年8月)より作成





目次

1. 総論

- (1)過剰供給や公平な競争条件をめぐる議論、及び 「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」の設計に向けた取組
- (2) グローバルサウス諸国との連携強化と通商政策の新しいフロンティア (参考) 通商政策局・貿易経済協力局の体制見直し

2. 各論

- (1) WT Oを中心とした自由で公正な貿易秩序の堅持
- (2) グローバルサウス諸国の存在感の高まりと連携強化
- (3) 同志国との連携強化および諸外国との関係
- (4) 新たな分野における取組推進
- (5)参考資料

現

WTOにおける「3機能」の現状

- WTOは、ルールに基づく多角的貿易体制の根幹として引き続き一定の機能。
- 他方、機能の回復・強化に向けて、改革が必要な部分も存在。

交渉機能

- 関税引下げなど**貿易障壁の低減**
- グローバルなルールの基盤作り

<u>マルチ</u> (164か国・地域全体) に加え、 **関心国間**の交渉も**一定の進展。**

●マルチ:

- ·貿易円滑化協定(2013年妥結)
 - → CPTPP等の関連規律のベースに。
- ・漁業補助金協定(2022年妥結)
- ●関心国間(共同声明イニシアティブ):
- ·電子商取引(交渉中:90か国)
- ・サービス国内規制

(2021年**妥結**、2024年**WTO協定への取り込み完了**: 70か国)

·投資円滑化(2023年妥結:128か国)

監視・審議機能

■ WTO協定各分野 (例: 関税、知的 財産権) の委員会で、各国の協 定履行状況をモニタリング

WTO各委員会で個別国の措置の協 定違反を指摘し、是正を要求する ことが可能。

「<u>貿易と環境</u>」等の課題に関する メンバー間の審議。

紛争解決(DS)機能

■ WTO紛争解決手続(二審制)に基 づく貿易紛争の解決

引き続き**一定の機能**。ただし**二審** (上級委員会)は**米の反対**で**機能停止**中。

- ●第一審 (パネル) は機能。
- (例)日本は、中国による鉄鋼へのADを提訴し、パネルで勝訴。中国は上訴せず、措置の是正義務が発生。
- ●機能停止中の**上級委員会を代替する枠組み**(※) 多国間暫定上訴仲裁アレンジメント(MPIA,

 <u>M</u>ulti- <u>P</u>arty <u>I</u>nterim Appeal Arbitration

 <u>A</u>rrangement): 日、EU、中他54か国・地域が参加。
- 「**2024年までに完全なかつよく機能する紛争 解決制度の実現を目指す**」との合意(2024年@ M13)

- ◆ <u>より難しい課題</u>を含む<u>ルール形成</u>の 実現
- ◆各国による**補助金等の通報が不十分**
- ◆<u>新たな課題</u>(例:各国間の産業政策・補助金競争)(こ対応した**審議機能拡充**
- ◆不在の上級委に上訴することで、**案件を 塩漬けにする「空上訴」が発生**。
- ◆紛争解決機能の回復に向けて取組 を続ける必要。

WTOの機能強化① 交渉機能改革(有志国によるプルリ交渉枠組)

- 2017年のWTO閣僚会議(MC11)において、マルチの成果が限定的である中、電子商取引、サービス国内 規制、投資円滑化に関する有志国による共同声明イニシアティブ(Joint Statement Initiative: JSI)を立ち上げ。(※日本はすべてに参加)
- MC12の延期を受け、交渉のモメンタムを失わないよう、2021年12月にサービス国内規制(SDR)、開発のための投資円滑化(IFD)、電子商取引に関して有志国による共同声明を発出。
 SDRは2021年に交渉を妥結し、2024年2月(WTO第13回閣僚会議)でWTO協定への取り込みが完了。
 IFDは、2023年にテキスト妥結した。
- 一方で、一部の国は、「WTOの全会一致の意思決定原則を尊重していない」、「一部の国によるWTO協定の変更は不可能」という理由で**JSIを強く批判**。法的位置付けに関してはその正当性を主張しつつ、**ルール形成** の意義を見据えて、有志国の枠組みにおける成果を着実に重ねることが重要。

<共同声明イニシアティブ概要>

JSI	概要	参加国
電子商取引交渉	データ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進める。 →2023年12月に13条文を実質的妥結。2024年中の交渉妥結を目指して交渉中。	90カ国 (米・EU・中参加)
サービス国内規制	サービス貿易分野の行政手続法の国際版。技術上の基準及び免許要件に関する措置の透明性を確保など、国内規制がサービス貿易の不必要な障害とならないよう議論。 →2021年にテキスト妥結。2024年2月にWTO協定への取り込み完了	70カ国 (米・EU・中参加)
投資円滑化	投資に係わる措置(透明性・予見可能性等の向上、事務手続きの簡素化・迅速化など) について議論。 →2023年にテキスト妥結。WTO協定への取り込みへ	128カ国 (EU・中参加)

WTOの機能強化② 審議機能改革

- WTOが現代的な課題に対応できるよう、審議機能の改革への取組が進行。MC13の閣僚宣言では、WTO が、「現代的な貿易上の課題に対応するよう、適切に機能することを確保する」旨に合意。(※アブダビ閣僚宣言 5 段落目)
- ◆ その一環として、気候変動等の環境問題に対する貿易の側面からの対応(「貿易と環境」)や、各国が実施する産業政策が貿易に与える影響(「貿易と産業政策」)といった現代的な貿易課題について、議論が進められている。

貿易と環境

【貿易と環境委員会(CTE)】

- 環境問題への意識の高まりを受け、1994年にWTOの委員会として設置。
- 毎年3~5回会合が開催され、「多国間環境協定に規定される貿易措置とWTOの下での多角的自由貿易体制との関係」等の項目について検討が行われている。また、2023年から貿易と気候変動を取り上げたテーマ別会合を実施。

【貿易と環境持続可能性に関する体系的議論(TESSD)】

- 2020年に日・EUなど有志国で立ち上げ、2024年3月現在は米中を含む 76メンバーが参加。
- 2021年3月には日本よりカーボンニュートラルに資する製品・技術のグローバルな普及に向け、①関税撤廃、②規制面に関する ルール作り、③途上国支援のパッケージを提案。
- MC13に合わせて、4つのワーキンググループ(貿易関連気候措置、環境物品・サービス、循環経済、補助金)における作業の進展を歓迎する共同議長国声明を発出。

【気候に関する貿易大臣会合】

- 2023年1月に正式立ち上げ。2024年3月現在は日、EU、米など61メンバーが参加。
- MC13の機会に閣僚会合を開催し、貿易政策及びWTOが気候変動危機に対する世界的な対応をいかに協力に支援し得るかについて、WTO閣僚宣言に野心的な文言を盛り込むことを求める声明を発出。

貿易と産業政策

EUと**アフリカグループ(南アが主導)**が、それぞれ以下を提案。 双方の提案を取り入れつつ、**MC13において「審議」の場を立ち 上げ**るべく議論がなされた。

EU:産業補助金の規律強化や透明性向上を求める

2023年3月に、「貿易と産業分野の国家介入に関する審議機能強化」を提案(※先進国や中道途上国が支持)

⇒各国における補助金や国有企業等の産業政策の透明性を高め、また、 各国の措置による貿易への負の影響の最小化を目指す。

アフリカグループ:産業補助金等の規律緩和を求める

2023年7月に、「産業化のための政策余地」を提案(※途上国が支持)

⇒途上国及びLDC (後発開発途上国) 諸国の<u>産業発展を促進するための</u> 「政策余地」を確保する観点から、WTO補助金協定やTRIMs協定(貿易 に関連する投資措置に関する協定)の適用緩和を提案。

審議の場の立ち上げについて、**多くの国から賛同を得た**ものの、一部の国の強硬な反対により、MC13の場では実現せず。その後、非公式な形態を含めて、今後の議論の在り方について検討中。

WTOの機能強化③ 紛争解決制度改革

- 上級委員会の不在が長期化する中、2022年4月以降、紛争解決制度改革に関する議論がWTO加盟国間で 行われている。
- 2022年の第12回WTO閣僚会議で、**2024年までの紛争解決機能の回復を目指すこと**に合意した。また、 2024年の第13回WTO閣僚会議では、これまでの進捗を今後の議論の土台とし、2024年の目標に向けて、<u>上</u> **訴等の未解決の論点に関する議論を加速させる**こと、等に合意した。
- 日本としては、紛争解決機能が回復するまでの間の暫定的な対応として、2023年3月に、MPIA(多国間暫定上訴仲裁アレンジメント)に参加した。

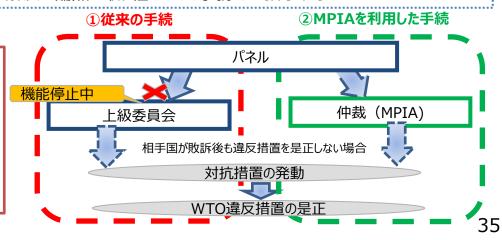
MC13における紛争解決制度改革に関する閣僚決定(仮訳)

閣僚会議は、下記の事項を決定した:

- 1. 2024年までに全ての加盟国が利用できる完全なかつよく機能する紛争解決制度の実現を目的として議論を行うとの第12回WTO 閣僚会議(MC12)での我々のコミットメントを想起し、<u>これまでに行われた作業に留意</u>する。
- 2. 我々は、**この作業を通じて得られた進捗を、**我々のコミットメントを実現する<u>価値ある貢献として認識</u>する。我々は、我々の作業を前に進めるために役立つ加盟国からの全ての提出物を歓迎する。
- 3. 我々は、MC12で合意した2024年までの目標の達成に向けて、包摂的かつ透明な方法で議論を加速させること、**これまでに既になされた進捗を土台**とすること、そして**上訴/レビュー**と**アクセシビリティ**を含む未解決の論点に取り組むことを事務方に指示する。

MPIA(多国間暫定上訴仲裁アレンジメント)とは

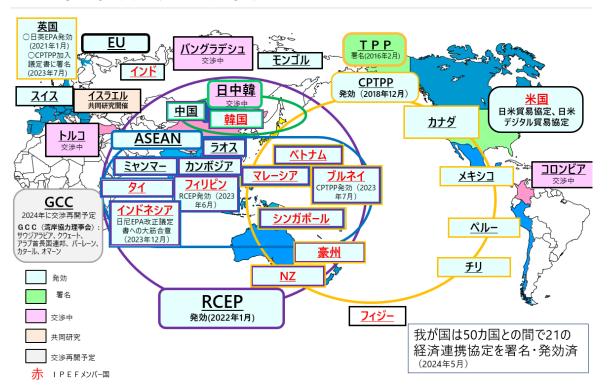
- MPIAは、パネル判断を不服とする場合には、機能停止中の上級委員会 <u>に上訴せず</u>に、<u>仲裁により解決することに予め合意</u>する多数国間の紳士 協定。
- 上級委員会の機能停止下の暫定的な対応として、EU主導で2020年4 月に立ち上がった。
- 2024年5月現在、日本、EU、豪州、カナダ、中国を含む**54カ国・地域 が参加**(米国、韓国、インドは参加せず)。



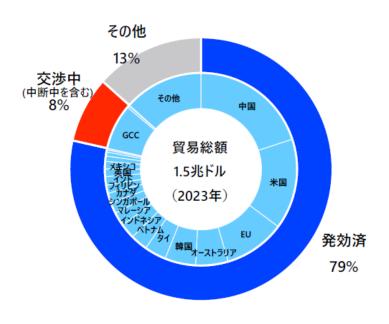
WTO体制を補完する動き① 経済連携の推進

- 現在、我が国は50か国との間で21の経済連携協定を署名・発効済。
- ドーハラウンドの停滞以降、各国は経済連携協定による特定国との貿易促進を指向。
- 2023年の日本のFTA等カバー率は約8割。※FTA等カバー率 = 全貿易額に占めるEPA/FTA署名・発効済国との貿易額の割合。
- 日本は、CPTPPや日EU・EPAを通じて、質の高い通商ルールを構築。RCEP協定は2022年1月に発効。トルコ、バングラデシュ、GCC等の新興国とのEPA交渉も通じ、自由貿易圏の更なる拡大を目指す。

<日本の経済連携の推進状況>



<日本のFTA等カバー率 (2023年) **>**



WTO体制を補完する動き②

投資関連協定の推進

■発効済 (): 発効年 ※プレ規律と保護規律

投資協定

1 エジプト(1978) 19 ミャンマー(2014)※ 20 モザンビーク(2014)※ 2 スリランカ(1982) 21 コロンビア(2015)※ 3 中国(1989) 22 カザフスタン(2015) 4 トルコ(1993) 23 ウクライナ(2015) 5 香港(1997) 6 パキスタン(2002) 24 **サウシ**゙アラビア(2017) 25 ウルグアイ(2017)※ 7 バングラデシュ(1999)

26 イラン(2017) 8 ロシア(2000) 27 オマーン(2017) 9 韓国(2003)※ 28 ケニア(2017) 10 ベトナム(2004)※

29 イスラエル (2017)※ 11 カンボジア(2008)※ 30 アルメニア (2019)※ 12 ラオス(2008)※ 13ウズベキスタン(2009)※ 31 ヨルダン (2020)

32 アラブ首長国連邦(2020) 14 ペルー(2009)※ 33 コートジボワール (2021)※ 15 N°7°7=1-‡"=7(2014) 34 ジョージア(2021)※ 16 クウェート(2014)※

17 イラク(2014) 35 モロッコ (2022) 18 日中韓(2014) 36バーレーン (2023)

(注) 台湾との間では2011年に日台民間投資取決め (自由化型) を作成。

投資章を含むEPA

1 シンガポール(2002)※ 10 インド(2011)※ 2 メキシコ(2005)※ 11 豪州(2015)※

3 マレーシア(2006)※ 12 モンゴル(2016)※ 4 チリ(2007)※

13 CPTPP(2018)* 5 タイ(2007)※

14 EU (2019) (プレ規律のみ) 6 ブルネイ(2008)※ 15 日ASEAN包括的経済連携

7 インドネシア(2008)※ (2020) * 8 フィリピン(2008)※

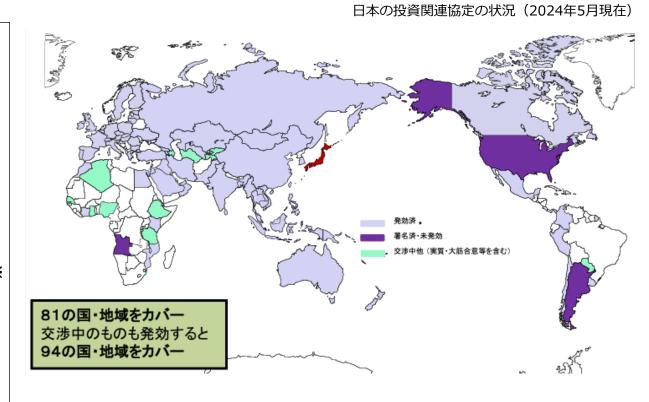
16 英国(2021) (プレ規律のみ) 9 スイス(2009)※

17 RCEP*(2022)%

*RCEP: 東アジア地域包括的経済連携協定

■署名済

- ・TPP:環太平洋パートナーシップ(2016年2月署名,承認済)※
- ・アルゼンチン(2018年12月署名、承認済)※
- ・アンゴラ(2023年8月署名、承認済)※



■交渉中(未署名)

投資協定

1. アルジェリア

8. ナイジェリア

9. ザンビア

2. カタール 3. ガーナ 4. タンザニア

10.エチオピア

11.タジキスタン

5. トルクメニスタン 12.EU *

6. セネガル

13.パラグアイ

7. キルギス

14.アゼルバイジャン

15.ウクライナ(見直し)

*投資保護規律・投資紛争解決について交渉

定)

2日中韓

3 トルコ

投資規律を含むEPA/FTA

1 GCC(2024年交渉再開予

目次

1. 総論

- (1)過剰供給や公平な競争条件をめぐる議論、及び 「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」の設計に向けた取組
- (2) グローバルサウス諸国との連携強化と通商政策の新しいフロンティア (参考) 通商政策局・貿易経済協力局の体制見直し

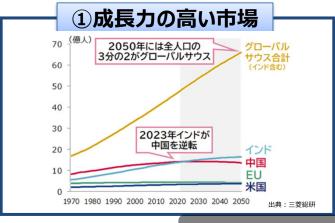
2. 各論

- (1) WTOを中心とした自由で公正な貿易秩序の堅持
- (2) グローバルサウス諸国の存在感の高まりと連携強化
- (3) 同志国との連携強化および諸外国との関係
- (4)新たな分野における取組推進
- (5)参考資料

グローバルサウスとの連携

- 激変する国際情勢下においてグローバルサウスとの連携を強化することで、国際秩序の安定を目指す。
- また、相手国のニーズが高いDX/GX分野を中心に共創案件の形成等を支援することで、成長余力が高い同地域の活力を生かした日本のイノベーション創出や、有志国間での産業基盤のネットワーク構築、経済安保強化等にも裨益。これら成果をFOIPの実現にも繋げていく。

< 我が国にとってのグローバルサウス諸国の重要性>



②経済安保上重要な相手

◆リチウム

中国:55%、**チリ:30%**

◆レアアース

中国:60%、ベトナム:16%

◆ニッケル

③国際秩序形成の鍵

印主催「第1回グローバルサウスの声サミット」 (23年1月) 参加国は120以上

露非難決議は、多くの新興国・途上国が露に も配慮してバランスを取る姿勢。

※地図上の青塗りは露に非友好国指定されている国・地域 (2022年3月24日時点)

共通課題:産業の脆弱さ、保健・防災・食糧問題等

- ◆ デジタル等の新興技術を社会実装し、自律的で迅速なソリューションを相手国に提供。
- ◆ その際、日本と現地企業が共創型でビジネスを興し、相手国産業の育成や日本企業のイノベーション創出や輸出増加、ひいてはグローバルサウス全体のサプラチェーン強靱化という「win-win」を実現。
- ◆ 共創型ビジネス創出に向け、日本経済にとってイノベーション創出効果の高い案件を中心に、①具体的案件組成支援や②現地人材の育成支援、③ERIAを通じた知見共有等を行う。



AI等新技術の社会実装



案件組成や現地人材の育成等



日本

R&D拠点整備等 が促される効果

グローバルサウス諸国

日本ヘデータ等を還元、高度人材還流など(イノベーションの源)

貿易保険の在り方に関する懇談会 取りまとめ①

- <u>国際経済環境が激変する中、企業のリスク観が変容</u>。こうした中でも、貿易保険制度を通じて<u>日本</u> 企業のグローバルな挑戦を支えることが重要。
- 今後、貿易保険ニーズが更に高まる中でも、将来にわたって持続可能な形で保険を提供するため、
 (1)適切なリスク管理と(2)財務基盤強化の両面から対策を検討することが必要。
- 特に、「集中リスク」管理については、海外の主要機関の取組も踏まえて、①政府によるリスク引受、 ②引受上の工夫、③財務基盤強化の全部又は一部の最適な組み合わせを検討すべき。
- 引受上の工夫がなされた場合も利便性を著しく損なうことのないよう、政策的意義の高い分野に対する重点的な保険引受など、メリハリある支援を可能とする必要。このためには政府の役割が不可欠。

(1) リスク管理の在り方

• 企業のリスク観次第では、今後、集中リスクが一層高まり、これまで以上に、更に踏み込んだ対応が必要となる可能性も 否定できず。このため、現段階から今後の対応方針等を整理し、必要に応じ適切なタイミングで実施することが重要。

1 政府によるリスク引受

- 海外ECAの取組も踏まえれば、①政府の再保険引受や②政府勘定による引受等の制度対応が候補。
- こうした制度検討に際しては、<u>貿易保険の運営主体の在り方に関するこれまでの考え方の経緯や近年の事情変更等も</u> <u>勘案</u>した上で、<u>予見可能性の確保に資する形</u>となることなども念頭に、政府において適切に判断されるべき。

2 引受上の工夫

- 引受上の工夫については、リスク管理・保険引受等の経営判断を一義的に担うNEXIにおいて検討されるべき。
- 集中リスクを回避する必要が生じた場合の具体的な方策として、保険期間の短縮や付保率の引下げ等が考えられる。
- 付保率の引下げに際して、法目的(「対外取引の健全な発達」)に照らせば、<u>既存投資向けの保険引受と新規投資向けの保険引受(対外投資の増加に直接貢献)とを異なる扱いとすることが合理的</u>。
 - その際、段階的できめ細やかな付保条件の設定や政策的意義の高さに応じた重点化もオプションとなり得る。
- 利便性を著しく損なう措置を講じる場合、特に影響を受ける保険利用者への丁寧な説明が期待される。

貿易保険の在り方に関する懇談会 取りまとめ②

(2) 財務基盤の強化

- ①保険料率、②資金運用の在り方、③政府の役割など、財務基盤の強化の方策について、総合的に検討すべき。
- 貿易保険制度は、海外取引のリスクから日本企業を守ることが使命であり、その重要性・必要性が一層高まっていることを 踏まえれば、財務基盤強化により引受上の工夫の影響を最小化することが重要。

1 保険料率

- 近年、多様な顧客ニーズに応えるべく、保険の機能拡充に取り組んでおり、想定外の損失への対応が一層必要に。
- こうした中、保険料率について、①保険収支の状況、②想定外の事故が発生するおそれ、③リスク総量と支払原資の 状況等の多面的観点から検証する必要。また、集中リスクを分散するための料率調整についても要検討。

2 資金運用

- 貿易保険事業の安定的運営のため、資金運用について、①<u>安定的な運用</u>が最重要。 また、②保険金支払いに対応するための流動性の確保が必要。その上で、③保有資金の価値の保全・増大が求められる。
- 為替リスク回避のため外貨資産を分散投資する観点から、<u>外国政府が保証する外国債券</u>など、現行運用債券と比べて安定性・流動性の観点から遜色ないものは<u>運用先として認めるべき</u>。

保険料率の調整や資金運用の多様化も重要ながら支払原資を拡充する即効薬とはなり得ず

3 政府の役割

- 保険料率の調整による支払原資の拡充には限界があり、また、資金運用については安定運用が最重要であることを踏まえれば、政府の役割を検討することが極めて重要。
- 国の援助政策の一環として放棄されたNEXI保有債権について、その負担を保険利用者だけに求めぬよう、政府から NEXIにその全部又は一部に相当する額をNEXIへ交付することとしているが、現時点では、NEXI債権の削減実績に対して、交付実績は低い水準。貿易保険の重要性・必要性が高まる今こそ、一層踏み込んだ予算措置が不可欠。
- 政府方針に沿った政策的意義の高い分野※に対する重点的な保険引受など、メリハリのある支援を可能とするためには、 政府の役割が不可欠。

(※例:サプライチェーン強靭化、脱炭素、共通利益(連携強化等)、輸出促進、中小企業等の海外展開)

グローバルサウスとの経済関係強化に向けた新たな政策ツール: ブレンデッド・ファイナンスに向けた検討

【課題1】東南アジアの中進国入り(ODAの南アジア・アフリカヘシフト)

● 東南アジア地域の中進国入りが見込まれる中、ODA供与の中心は南アジア・アフリカヘシフト。

【課題2】多様な経済成長アプローチへの対応(リープフロッグ型)

● リープフロッグ型成長に向けて、重厚分野から日本が強みを有するGX・DX・ヘルスケアへの要請大。

【課題3】膨大な資金需要への対応(Blended Finance)

● グローバルサウスで発生する膨大な資金ニーズに対してODA含む公的資金単独では限界有。

これら課題を踏まえながら、グローバルサウスの開発と日本企業参画を両立するために何ができるか。

- ODA支援手法の更なる柔軟化・効率化
 - →外務省は24年3月より開発のための資金動員に関する有識者会合を立ち上げ。途上国の ニーズの変化や供与地域のシフトを踏まえた、支援手法の柔軟化・効率化の検討が進む。
- 民間資金動員に向けた公的機関の連携促進
 →NEXIとJICAは23年12月、ODAと民間資金の動員を図る
 ブレンディッド・ファイナンス・スキームの検討に向けて、MOUを締結。
 具体的なパイロット・プロジェクトの組成に向けた連携を促進するとともに、協力案件の一層の増加を図る。

グローバルサウス諸国との連携強化(人材関係)

- 企業の現地での新規事業の実証や事業活動を、人材育成や人的ネットワーク形成面で支援することで、グローバルサウス諸国の人的資本への貢献と日本企業の市場拡大を同時に実現。
- 具体的には、①制度面のビジネス環境整備、②新規事業の共創支援、③現地ニーズとマッチした 技術研修、④高度外国人材の採用拡大の支援を行う。
- ▶ ①海外進出の障壁となる相手国の制度や 規制の改正により、ビジネス環境を整備

(制度・事業環境整備事業)

【タイ自動車リサイクル制度構築支援】 タイに適した自動車リサイクル制度の 設計と導入に向け、タイ政府関係者に 対し実地的な指導を実施。



> ③現地ニーズとマッチした技術研修

現地従業員やパートナーになり得る人材への技術研修。 (研修・専門家派遣、STePP アフリカ産業職業訓練プログラム)

ウガンダの職業訓練校職員へ自動車 リサイクル技術を指導し、同国におけるリサイクル産業の発展を目指す。 (STePP)



> ②現地企業等との共創を通じた社会課題 解決型ビジネスの実証·展開支援

(J-partnership事業)



バッテリー接続不要な 太陽光発電システムの 展開による電力供給不足 解消 (ニジェール)

> 4高度外国人材の採用拡大

- ・優秀な海外IT/AI人材を対象にした日本企業でのインターンシップを実施。(グローバルサウスIT人材獲得支援調査事業)
- ・企業による海外大学での寄附講座の開設先を拡大。 (寄附講座)

コーディングテスト等で優秀な AI/IT人材を選抜。インターン受入 経験を通じて、日本企業の海外採 用候補検討の多角化を促す。

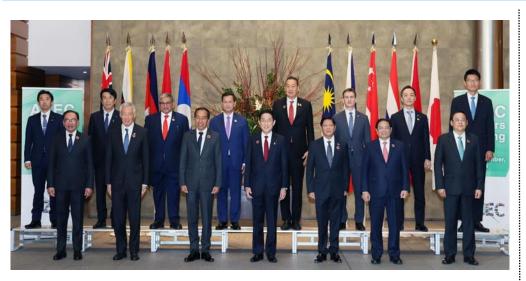
(グローバルサウスIT人材獲得支援調査 事業)



アジア・ゼロエミッション共同体(AZEC)首脳会合



- 令和5年12月18日、AZEC首脳会合を開催。 **AZEC首脳共同声明**が採択され、以下について首脳間で一致。
 - ① 脱炭素に向けた基本原則 (脱炭素・経済成長・エネルギー安全保障の同時実現、多様な道筋によるネットゼロ実現)
- ②政策策定支援(ERIAにおけるアジア・ゼロエミッションセンターの立上げ)、官民連携促進(AZECを支援する賢人会議の歓迎)
- ③脱炭素技術分野での協力強化、製造業のサプライチェーングリーン化、トランジションファイナンス推進
- 首脳会合に向け締結された約70件のMOUを含む、進行中の350件以上の具体的な協力について経産大臣より報告。



(写真:内閣広報室提供)

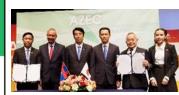
首脳会合参加者

豪州、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの首脳等、岸田総理、齋藤経産大臣、ダニエル・ヤーギン氏(ゲスト)、ERIA(オブザーバー)

具体的な協力の報告

- ・AZECプログレスレポート
- ・案件の例 工業団地のグリーン化 グリーン水素による工場の脱炭素化 バイオマス発電、地熱開発





AZECを支援する賢人会議等

アンモニア専焼ガスタービン導入

- ・ASEANビジネス諮問委員会、経団連、ERIA間で共同声明発表
- ・日ASEAN経済共創フォーラム(12月16日)で、上記メンバーを含む有識者でパネルディスカッションを実施。



共同声明記念撮影 【岸田総理、ジョコ大統領、齋藤経産大臣同席】 (写真・内閣広報会提供)



パネルディスカッションの様子

インド太平洋経済枠組み(IPEF)

- **2022年5月バイデン大統領訪日時に立上げを発表**。※参加国:米国、日本、豪州、NZ、韓国、インド、フィジー、ASEAN 7 か国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナム)の**計14か国**(※インドは貿易分野不参加)
- 2022年9月閣僚会合(於:LA)にて、全14か国で交渉入りに合意。タイ通商代表が貿易分野、レモンド商務長官がサプライチェーン、クリーン経済、公正な経済分野を担当。
- 2023年5月閣僚会合(於:デトロイト)にて、「サプライチェーン協定」が実質妥結。さらに、クリーン経済分野の「協力作業プログラム」第1号案件として日星主導の「域内水素サプライチェーン・イニシアティブ」立上げを発表。
- 2023年11月閣僚会合(於:サンフランシスコ)にて、「サプライチェーン協定」の署名と「クリーン経済協定」、「公正 な経済協定」、「IPEF枠組み協定」の実質妥結を発表。「サプライチェーン協定」は2024年2月24日に発効。
- 2024年6月にシンガポールにて<u>閣僚会合と「クリーン経済投資家フォーラム」</u>を開催。

4つの協力分野

①貿易 (実質的な進捗)

- ✓ 労働 ✓ 貿易円滑化
- ✓ デジタル経済 ✓ 良い規制慣行
- ✓ 農業
- ✓ 競争政策 ✓ 技術支援及び経済協力

③クリーン経済(2024年6月署名)

- ✓ 投資家フォーラムの毎年開催
- ✓ 協力作業プログラム: IPEF参加国の提案に基づき関心 国が参加し、政策対話・規制調和・プロジェクト組成等 の協力を進める仕組み。「投資家フォーラム」でのプレイ アップ、「IPEF基金」の活用等の支援を受けやすくなる。

✓ 包摂性

②サプライチェーン(2024年2月発効済み)

- ✓ 重要セクター及び物品の特定
- ✓ 重要セクター及び物品の強靭性と投資の強化
- ✓ 情報共有及び危機対応メカニズムの構築
- ✓ サプライチェーン・ロジスティクスの強化
- ✓ 労働者の役割の強化
- ✓ サプライチェーン透明性の向上

④公正な経済(2024年6月署名)

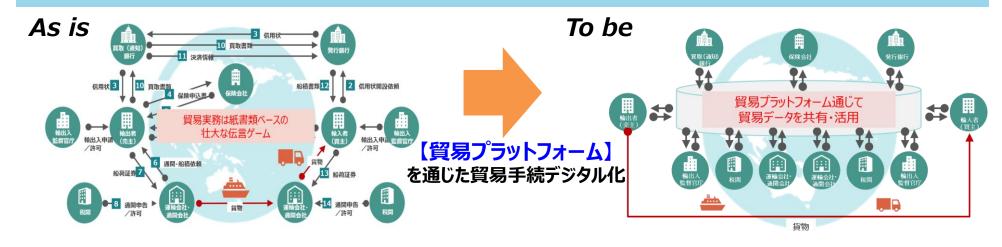
- ✓ 腐敗防止
- ✔ 税
- - ✓ 協力
- ✓ 包摂的な連携及び透明性

<u> IPEF協定(2024年6月署名)</u>

✓ 各協定の横断的事項を扱う「評議会」の設置、閣僚会合の毎年開催

高効率でレジリエントなサプライチェーン構築に向けた貿易手続デジタル化

● 紙書類・手作業中心の貿易手続をデジタル化し、データ蓄積することで、高効率でレジリエントな サプライチェーンを構築し、日本の産業競争力向上を目指す。



金銭・時間的コスト

コスト大

- 書類作成、提出、審査に多くの工数や時間が生じる
- 同じ情報の転記作業や、転記ミスへの対応が発生
- 書類到着の遅れ・紛失等に伴う対応が発生

コスト小(輸出関連手続コストが約5割低減する効果)

- 煩雑で大量の書類作成・管理にかかるコスト削減
- 書類到着の遅れによる貨物保管延滞リスクの回避
- →中堅・中小企業の輸出促進にも寄与

有事におけるサプライチェーン耐性

低耐性

- 輸送貨物の最新状況の把握が難しいため、関係各所に 個別照会
- 代替の輸送ルート確保が必要な際、リサーチ手法が人海 戦術
- 船の運航スケジュールや港湾での貨物滞留の予測が困難

高耐性

- 本船動静や通関状況、グローバル規模での在庫状況等を リアルタイムで把握
- 代替の輸送ルートの調査・確保の効率化
- ・<mark>サプライチェーンの可視化によるチョークポイントの分析</mark>を 通じた変化著しい**経済安保への効率的な対応**

ASEAN;50周年を迎えた日ASEAN協力の今後

- <u>日ASEAN友好協力50周年</u>を記念して、特別サミットの関連で、AZEC首脳会合、経済共創フォーラム、ヤング/Z世代ビジネスサミット、首脳・経済関係閣僚等と会談を実施。共に未来を創る「**共創(Co-Creation)**」をキーワードに、日ASEANのリーダーと議論。主な成果は以下の3点。
 - ①AZEC「アジアゼロエミッション共同体」構想の推進。多様かつ現実的なエネルギー移行を加速化。クリーン・エネルギーのサプライチェーンを構築。今般、AZEC首脳会合において共同声明を採択すると共に、ERIA (Cアジアゼロエミッションセンターの設置に合意。経団連、ERIA、ASEAN BACの3者をコアメンバーとする「AZEC賢人会議」を設立。
 - ②未来を担う新産業の創出。例えば、自動車では、日ASEAN「次世代自動車産業共創イニシアティブ」を 創設。タイとは、次世代自動車(ハイブリッド・EV等)をはじめとする製造業の生産・輸出競争力等につい て議論する「エネルギー・産業対話」の立ち上げの検討に合意。
 - ③次世代を担う人材ネットワーク構築・強化。ヤング/Z世代ビジネスサミットを初めて開催。ERIAの産官学 プラットフォーム機能強化
- 経済産業省としては、フラッグシッププロジェクトの創出に向けた約10億ドル等を含め、「共創: Co-Creation」の実現に向けて、各般の支援措置を行っていく。さらに、いずれの分野でもERIAと最大限の連携をして進めていく。



経済共創フォーラムにおける総理メッセージ



カンボジア・チアセレイ国立銀行総裁 によるスピーチ



参加者によるディスカッションの様子



比・パスクアル貿易産業大臣/齋藤経産大臣 /ラオス・マラートン商工大臣 47

ERIAマスタープランについて

● ERIA事務局と日本政府が協力し、「マスタープラン」を策定中。今秋には中間報告を公表し、今 後のアジア各国との政策対話等を通じて具体的な取組につなげていく。

マスタープランの骨格(案)

- 1. 「世界自動車市場の見通し」の提示
 - ①足下の自動車市場の変化、②バッテリーの資源制約、なども加味した、より現実に沿った2035年までの自動車市場の見通しを提示
 - ・特に、アジアの輸出先である**新興国にフォーカス**をあて、<mark>内燃機関車からEVまで多様なニーズ</mark>があることを示す。

2. 日ASEANのとるべき基本戦略:

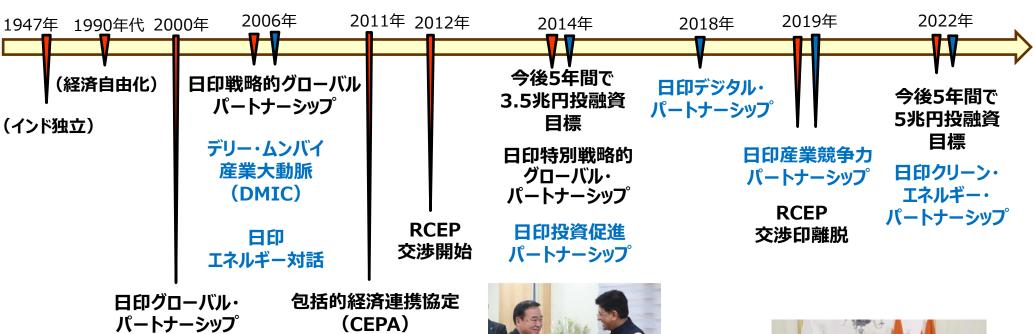
- ①ASEANの強みは、幅広い自動車サプライチェーンの集積。
- ②この強みを活かし、**ハイブリッドからEVまで多様なラインナップを用意していくこと**
- 3内燃機関で当面はしっかり稼ぎ、これを活かし、将来のEVに向けた戦略的な投資を進める。

3. 具体的な日·ASEAN協力の方向性

- ① 人材育成・サプライヤー支援等を通じた**競争力全体の底上げ(特に、当面需要拡大するHV等への対応)**
- ② **製造工程の脱炭素化の推進**(ライクサイクルのCO2排出量低下が、今後の輸出競争力の鍵に)
- ③ EVや脱炭素燃料など様々な選択肢への投資
 - 安定的なEV生産を可能とする強靱なサプライチェーンの形成(リサイクル制度支援)
 - 石油依存度を低下し、将来の輸出産業にもなりうる、**バイオ燃料・合成燃料等の開発**
- ④ 日·ASEAN連携した世界への発信



インド;これまでの歴史と今後の取組









2023年7月「日印産業共創イニシアティブ」を発表

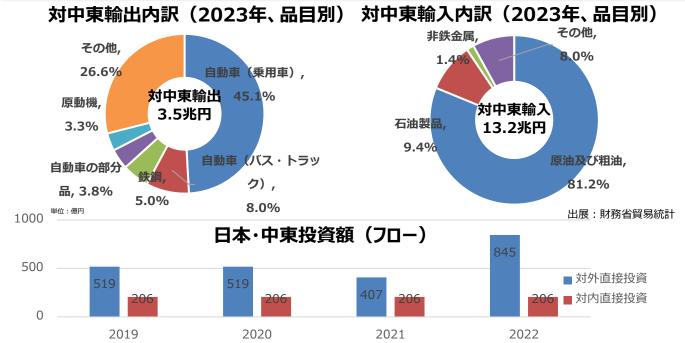
1. 既存産業の進化:鉄鋼協力、繊維協力、中小企業協力等

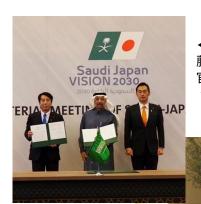
2. 未来産業の創出:半導体サプライチェーン協力、スタートアップ協力、デジタル協力、水素・アンモニア協力、エネルギー技術協力、トランジション・ファイナンスに関する連携等

3. 新市場への展開:輸出企業印進出促進、印輸出競争力強化、第三国輸出促進等

日·中東関係

- 多くが古くからの**親日国**。
- 特にエネルギー安全保障上の重要性が高い。我が国の原油輸入量に占める中東地域の割合 (中東依存度) は95.4% (2023年)。特に輸入量が多いのはサウジアラビア(40.8%)、UAE(39.6%)。
- サウジアラビア、UAEを始めとする**湾岸諸国**の関心は、①石油・ガス資産価値の最大化と、②脱石油依存の成長モデルへの転換(例:産業多角化、ギガプロジェクト開発、スタートアップ振興、グリーン、水、医療ヘルスケア、eスポーツ、観光等)。中東の活力を取り入れるべく、従来の石油・ガスにとらわれない協力枠組みを推進。中東をクリーンエネルギー供給からグリーン素材まで含めたハブとする「グローバル・グリーン・ジャーニー」構想を提唱。
- <u>サウジアラビア</u>では、ムハンマド皇太子が指揮を執り、脱石油・産業多角化・包括的発展のための成長戦略「サウジ・ビジョン2030」を策定。日本は<u>「日・サウジ・ビジョン2030」</u>の下、協力を推進。また、2023年7月に両国首脳間で発表された<u>「クリーンエネルギー協力のための日サウジ・ライトハウス・イニシアティブ」</u>の下、脱炭素・クリーンエネルギー分野の協力を推進。
- <u>UAE</u>とは、<u>「包括的・戦略的パートナーシップ・イニシアティブ(CSPI)」</u>の下、重点協力分野の議論を実施。
- **トルコ**とは、エネルギー分野での協力や、中央アジア、アフリカ、ウクライナ復興支援における**第三国での連携**強化 に関心。政府間対話等の枠組みで議論を実施





■ファーレフ大臣と齋藤大臣、深澤外務政務官出席の下、日・サウジョン2030閣僚会合を開催。 (2023年12月)

▶ジャーベル大臣と 西村元大臣の会談。 CSPIの下、より一 層の連携を確認。 (2023年1月)

岸田総理の南米訪問の主な成果(経済産業省関係)

5月3日(金)、4日(土)、岸田総理が南米(ブラジル、パラグアイ)を訪問。主な成果は以下のとおり。

1. 岸田総理における南米訪問の成果

- **1)「中南米政策スピーチ」を発表**(於: サンパウロ、2014年安倍総理以来)
- ♪ ①法の支配に基づく自由で開かれた国際秩序の維持・強化、②地球規模課題等の課題解決、
 - ③経済安全保障の確保など共通の目標実現に向けて対話を通じた「協調」と「道のり」を歩む。

2)「日伯・グリーン・パートナーイニシアティブ (GPI)」を立ち上げ

▶ ①環境・気候変動対策、②持続可能な開発に関する協力を軸に更に高い次元の協力を図る。

3)「持続可能な燃料とモビリティの推進枠組み(ISFM、アイスファム)」を立ち上げ

- ➤ ブラジルのバイオ燃料・合成燃料等の高いポテンシャルと日本の先端技術等を結びつけ、世界のカーボンニュートラルを実現すべく、ISFMを立ち上げ。
- 4) 「日伯産業共創イニシアティブ」を提唱 【経済産業省と伯開発・産業・貿易・サービス省】
- ▶ エネルギー転換、サプライチェーン強靱化、デジタル経済等の分野を中心に、 経済・産業の多角化や新産業創出など、日伯産業協力を進化させる。

5) 日本とメルコスールとの関係強化

▶ 貿易・投資分野にとらわれず、サプライチェーン強靭化を図る等幅広い分野で 経済関係強化の在り方を検討していくことで一致。



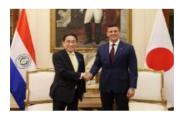
覚書等署名式(ブラジリア)



中南米政策スピーチ



口伯首聯合談



日パ首脳会談(少人数会合)

2.同出張における経済ミッションの同行・ビジネス<u>フォーラムの開催</u>

- 1) 経済ミッションの同行
- ▶ 日本の主要企業・スタートアップ約50社(約170名)が同行。
- ▶ 経済関係の協力強化に資する約50件のMOU等を締結。
- 2) <u>ビジネスフォーラムの開催(400名参加)</u>
- ➤ 産業界から「日メルコスールEPA」の早期交渉の開始に係る要望があった。



日伯ビジネスフォーラム



日パ・ビジネスフォーラ*L* (アスンシオン)

中央アジア地域の位置づけ及び日本との関係性

- 中央アジア地域は、かつてのシルクロードを有するアジアの要衝であり、旧ソ連の構成国で独立後もロシアとの政治経済の関係性を維持。さらに、石油ガス・ウランなどの豊富な資源などで、貿易取引が拡大する中国からは一帯一路政策の影響を受けてきた。
- 一方で、中央アジアは、ウクライナ侵略や一帯一路の停滞を受けて、中露の影響を低減する動きあり。 カスピ海を経て近接する欧州は、資源供給元のロシアの代替として同地域との関係を強化。米国も同地域と重要鉱物対話を立ち上げるなど、欧米が首脳レベルで中央アジアとの関係を強化する傾向。
- 日本は、2015年の安倍総理の中央アジア5カ国歴訪等を通じて、石油・ウラン権益や石油ガスプラント建設案件、老朽化した電力インフラ等の更新需要の獲得を推進。最近は、ロシア進出日本企業の①市場転換先として、②ロシア関連人材のリテインのため、中央アジア・コーカサス地域への注目が高まり、更なるビジネス拡大のため、日本政府としてもフラグシップ的な支援策が必要。
- 2024年には初の「中央アジア+日本」対話・首脳会談のために、総理の中央アジア訪問が予定されており、2023年9月には「中央アジア+日本」対話・経済エネルギー対話を創設。本年頭から齋藤経産大臣と中央アジア各国とのエネルギートランジションの政府間覚書の締結、上月副大臣の訪問でのエネルギートランジション・DX・産業協力などの民間協力案件の組成などを通じて、プロジェクトの具体化を推進中。

最近の鉱物資源外交の事例

● 我が国は、供給源の多角化や資源国との関係強化を図るため、多国間(マルチ)や二国間(バイ)の双方で広く資源外交を展開。

IEA(国際エネルギー機関)

- 重要鉱物・クリーンエネルギーサミット (2023年9月28日)
- → IEAとして初めての重要鉱物に関する会合。 日本から西村経済産業大臣(当時)をはじめ、 各国閣僚級や資源メジャーCEO等が参加。我が 国からは、G7での成果や技術やリサイクルの取組 を発信するとともに、IEAの機能強化の必要性を 強調。IEAにおける重要鉱物に関する組織の設 置に繋げた。

サウジアラビア

- ▶ 日サウジ鉱業・鉱物資源分野MOC (2023年12月26日)
- →産業・鉱物資源分野における情報交換、人材育成、第三国協調投資などを通じた協力関係の深化を目的とした協力覚書を締結。日本にとっては、中東地域初となる鉱業・鉱物資源分野に関する協力覚書となる。

南部アフリカ諸国

- 経済産業大臣アフリカ訪問 (2023年8月6-13日)
- → アフリカ資源国との関係深化のため、ナミビア、コンゴ民主共和国(DRC)、ザンビア、マダガスカル等を訪問し、重要鉱物に関して関係閣僚との会合や共同声明・覚書を締結。

MSP(鉱物安全保障パートナーシップ)

- > ハイレベル会合(年2回開催)
- →特定国に依存しない重要鉱物サプライチェーン構築を 目指す枠組み(米国国務省の主導で、2022年6 月立ち上げ)。ハイレベル会合では、MSPパートナー 国のみの会合と併せて、アジア・アフリカ・中南米の資 源国も招聘した消費国・資源国の対話を実施。

G7

- ▶ 重要鉱物セキュリティのための5ポイントプラン(2023年4月16日)
- →G7各国が協調して取り組む上記プランを気候・エネルギー・環境大臣会合で採択。サミット 共同声明にも反映。

カナダ

- 蓄電池・重要鉱物分野のMOC (2023年9月21日)
- →日加間でバッテリーサプライチェーンに関する包括 的なMOCを締結。加の上流資源の獲得を目指 す。

チリ・ペルー

- 鉱業分野に関する官民合同会議の開催 (2024年5月15-16日)
- →石井政務官が両国を訪問。鉱業分野の協力分野覚書に基づき、二国間協力強化、投資環境 改善等につき議論。

豪州

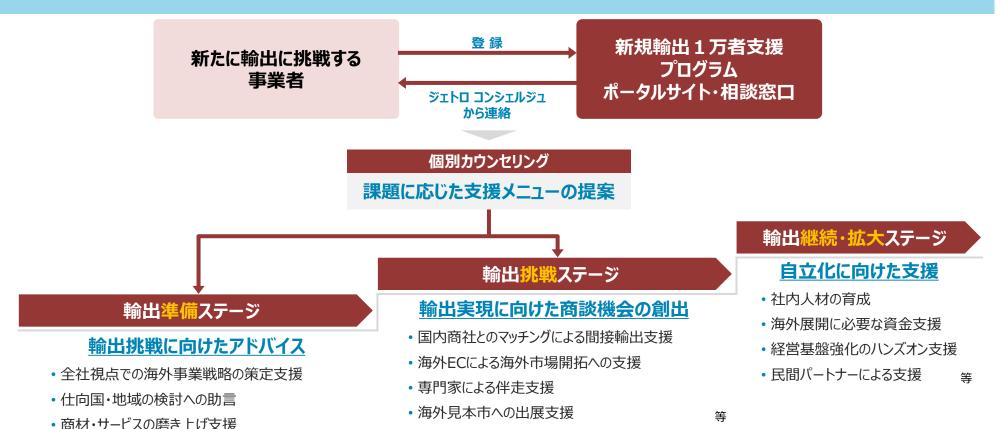
- ▶ 重要鉱物に関するパートナーシップ (2022年10月22日)
- → 豪州国内の重要鉱物産業の発展と日本国内で必要となる鉱物資源の確保に向けて、日豪間で協力を進める。

フィリピン

- > 鉱業分野におけるMOC (2023年11月3日)
- →フィリピン環境天然資源省と鉱業分野における 協力覚書を締結。鉱業及び鉱物資源分野に おける持続可能な開発の促進に向けた連携強 化を目指す。

海外市場の更なる開拓 ~中堅・中小企業の海外展開へのチャレンジ~

- 2022年12月から、輸出に初めてチャレンジするする中小企業等を支援するため、「新規輸出1万者支援プログラム」を開始(2024年4月までに16,960者が登録、2,240者が輸出実現)。
- 経済産業省、中小企業庁、ジェトロ及び中小機構が一体となり、全国の商工会議所、商工会等の協力を得て普及を図り、日本公庫、INPIT及びNEXI等と連携し、新たな輸出の実現を支援。
- プログラム登録後のカウンセリングで、輸出の実現に向けた準備状況や個々に抱える課題に応じた最適な支援 策を提案。



• 実現性検証の現地渡航調査への同行支援

等

目次

1. 総論

- (1)過剰供給や公平な競争条件をめぐる議論、及び 「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」の設計に向けた取組
- (2) グローバルサウス諸国との連携強化と通商政策の新しいフロンティア (参考) 通商政策局・貿易経済協力局の体制見直し

2. 各論

- (1) WTOを中心とした自由で公正な貿易秩序の堅持
- (2) グローバルサウス諸国の存在感の高まりと連携強化
- (3) 同志国との連携強化および諸外国との関係
- (4)新たな分野における取組推進
- (5)参考資料

有志国と連携した国際協調行動 ~G7貿易大臣会合(第2回)~

- 西村経済産業大臣は、G7貿易大臣会合に、共同議長として出席。歴史的な転換点の中、基本的価値を共有するG7が結束して、①自由で公正な貿易秩序の維持・強化と、②経済安全保障の両立に取り組む重要性を確認。
- G7貿易大臣会合としては初めて、グローバルサウスの主要国(インド、インドネシア)や資源国(豪州、チリ、ケニア)も招待。G7が、内向きな「仲良しクラブ」ではなく、信頼できる国々と連携する旨を発信。

1. G 7 貿易大臣会合

- 5つの招待国(上記)、3つの国際機関(WTO、OECD、ERIA)、G7各国の民間企業を交え、サプライ <u>チェーン強靭化に関するアウトリーチセッション</u>を開催。広島サミットの結果を踏まえ、「強靭で信頼性のあるサプ ライチェーンに関する原則」を具体化する重要性を確認。
- ・ 来年2月のWTO・MC13に向け、**紛争解決制度改革等のモメンタムを高めること**や、産業補助金の在り方をは じめとする「貿易と産業分野の国家介入」に関する審議の場の設置を支持すること、経済的威圧に対してG7 が結束して対応すること、等を確認。
- ・ ALPS海洋放出に伴う日本産食品輸入規制に関し、日本の考え方にG7各国の閣僚から幅広く支持を 得た。共同声明に、「G7メンバーは、新たに導入された日本の食品への輸入規制を含め、不必要 に貿易を制限するいかなる措置も直ちに撤廃されることを強く求める。」ことが明記された。



2. 日EUハイレベル経済対話(10月28日)

- ・ <u>日EU・EPAの「データの自由な流通」に関する規定について、交渉の大筋合意を確認。</u>。日EU合計約 6 億人の 巨大デジタル経済を一体化。 **DFFTの実現に寄与する先進的なルール**。
- ・ 持続可能な市場のあり方を議論するため、事務レベルの「透明、強靭で持続可能なサプライチェーンを構築する ための政策に関する国際協力作業部会」の設置に合意。

3. 二国間会談

・ G7各国(英・仏・米)に加え、招待国(インド、・インドネシア・ケニア・豪州)と個別に会談。**英国**とは、**重要鉱** 物分野における二国間関係の強化を目的とした協力覚書に署名。



G7産業・技術・デジタル大臣会合

- AIや量子といった先端技術の産業利用及びこれらの技術の基盤となる半導体等の重要物資の サプライチェーン強靱化等の産業・技術の振興等について議論。
- 石井経済産業大臣政務官からは、デジタル技術の産業利用の観点から、半導体のサプライ
 チェーン強靭化に向けたG7諸国との連携強化や戦略物資の持続可能で信頼性のある製品が 選択されるマーケット作りに向けた協力の重要性等について発言。

1. 閣僚宣言概要

- ・ サプライチェーン: 「強靱で信頼性のあるサプライチェーンに関する原則」を含む、広島サミット成果文書「経済的強靭性及び経済安全保障に関するG7首脳声明」に基づき、強靭で信頼性のあるグローバル・サプライチェーンを確保する必要性を認識。また、<u>戦略物資の持続可能で、信頼性のある供給源を確保するための協力の重要性を認識</u>。
- **半導体**: G7各国間の情報交換を促進し、ベストプラクティスを共有することを目的とした半導体コンタクトグループ(PoC)を設立。 年末にかけて、競争前の産業研究開発の優先事項、持続可能な製造、非市場的政策及び慣行の影響、危機調整チャネル等 について情報交換を行う。
- 量子:人材育成及び技術知識の共有等、量子技術の産業への導入を支援するため、G7で情報を共有することの利益を認識。

2. 二国間会談

参加した国や国際機関の代表とのバイ会談や立ち話を実施。カナダとは、
 経済分野における二国間協力や2025年に同国が議長を務めるG7における連携について議論。





2024年OECD閣僚理事会 (MCM: Ministerial Council Meeting)

- OECD閣僚理事会(MCM)は、例年、日米欧を含む38か国の閣僚等が集まり、国際経済・社会の諸課題について議論する場。最終日には、閣僚声明を採択し、国際社会に向けて発信する。
- 2024年は5月2日~3日に対面形式にて開催。日本のOECD加盟60周年にあたる本年は、日本 が議長国、オランダとメキシコが副議長を務め、「変化の流れの共創:持続可能で包摂的な成長に 向けた客観的で高い信頼性に裏付けられたグローバルな議論の先導」をテーマに、自由で公正な貿 易・投資、経済的強靱性、環境問題・気候変動、AI・DFFTを含むデジタル等について議論。
- 日本から、岸田総理大臣、上川外務大臣、齋藤経済産業大臣、松本総務大臣、河野デジタル大臣、新藤内閣府特命担当大臣が出席。 齋藤大臣は、「自由で公正な貿易・投資」及び「経済的強靱性」に関するセッションに参加。経済的強靱性のセッションでは議長を務め、サプライチェーン強靱化や、経済的威圧、非市場的な措置・慣行への対応等に向けたOECD加盟国の連携強化などを確認。



【OECD閣僚理事会 ファミリーフォト】



【議題2「自由で公正な貿易・投資」セッション】



【議題3「経済的強靭性」セッション】

日米首脳会談 主な成果(2024年4月:経済産業省関係)

4月10日(水)、<u>齋藤経済産業大臣出席</u>のもと、日米首脳会談が開催され、日米首脳共同声明及びファクトシートが公表。日米経済協力・経済安全保障の強化の多角的な推進に向け、以下の内容で合意。

重要・新興技術

- ▶半導体:次世代半導体と後工程、人材開発で協力。▶量子: サプライチェーン・標準化など産業協力を加速。
- ▶AI:【開発】米の計算資源供給により開発を加速。【ガバナンス】日米のAIセーフティ・インスティテュート間で連携。
- ▶バイオ:産学官での交流促進や、重要技術の管理等、促進・保護両面で協力する枠組みを立ち上げ。

資源エネルギー・環境

- ▶脱炭素: GX推進戦略と米国IRAのシナジーによる持続可能なクリーンエネルギーサプライチェーン構築に向けたハイレベル対話を創設。
- ▶**クリーンエネルギ**ー:浮体式洋上風力につき、最初の国際的な協力者として米国のFloating Offshore Wind Shotに参画。ペロブスカイト、原子力、カーボンマネジメント、水素及びその派生物、地熱でも協力。
- ▶重要鉱物:MSP (鉱物資源安全保障パートナーシップ) を通じたコンゴ民での協力や電子廃棄物リサイクルでの協力。

経済秩序等

- ▶サプライチェーン強靱化:経済的威圧/非市場的措置・慣行に対処。<u>透明、強靱かつ持続可能なサプラ</u>イチェーンの構築に向けた商務省・経産省間の議論の開始を歓迎し、戦略分野における取組を加速。
- ▶スタートアップ:日本が米国に設立した拠点を活用。▶SX:持続的企業価値創造に向けた投資を促進。
- ▶サイバーセキュリティ: 日米のIoTラベリング制度の相互承認を推進。

日米経済関係 日米相互投資の両国経済・雇用への貢献を歓迎。

※地方視察(ノースカロライナ州:トヨタ車載用電池工場、ホンダエアクラフト等)も通じ、日本企業の米国経済への貢献も発信。

※SX:サステナビリティ・トランスフォーメーション

齋藤経済産業大臣 訪米の成果(2024年4月)

日米首脳会談での成果を踏まえ、齋藤経済産業大臣は米国にて関係閣僚と会談し、協力を具体化。

① 日米商務・産業パートナーシップ (4/10) (レモンド商務長官) ※第3回目の開催

● 透明、強靭かつ持続可能なサプライチェーン: 戦略製品(半導体、蓄電池・EV、 永久磁石等)の一部の国への過度な依存を是正すべく、供給安定性、サイバー セキュリティ、脱炭素といった要件を満たす製品への支援について、同志国の 政策協調を推進。



● 重要・新興技術:先端半導体技術の促進・保護での協力に加え、AI、量子、バイオでの協力も加速。

②IRA/GX推進戦略の協調に向けた閣僚級政策対話 (4/10) (ポデスタ上級補佐官) ※新設

- 日米企業連携・相互投資の促進:日米企業連携の案件組成に向けて、クリーン技術の市場形成・需要創出で協力。
- 戦略製品の競争力強化に向けた政策協調:経済安全保障の観点も踏まえ、 持続可能性などの原則に基づき、供給力強化と需要創出に向けた取組を加速。 サプライチェーン全体での排出削減を促進するための施策や、スタートアップ企業の 役割など、更なる協力を日米が支援すべく議論。



③日米比商務・産業大臣会合 (4/11) (レモンド商務長官・比パスクアル貿易産業大臣) ※新設

- デジタル:5G Open RANネットワーク構築に向けた日米比の連携強化。
- 重要鉱物:比はニッケルの主要生産国。鉱物資源安全保障パートナーシップ (MSP) フォーラムの活用等を通した日米比によるサプライチェーン網の強化。
- インフラ:「ルソン経済回廊」に関連する民間投資の促進。
- エネルギー:比での民生原子力の活用やLNGの輸入拡大などの推進。
- 半導体:比での人材育成等の協力可能性を模索。



⇒直後に開催された<u>日米比首脳会合の議論に接続</u>

日EUハイレベル経済対話第5回会合

● 2024年5月2日、**齋藤経産大臣、上川外務大臣、ドンブロフスキス上級副委員長**を共**同議長**として、第5回日EUハイレベル経済対話を開催(@仏・パリ OECD事務局)。

■ 日時: 2024 年5月2日(木)(@仏・パリ OECD事務局)

※OECD閣僚理事会@パリのマージンで開催

■ **体制**:日本側議長:**齋藤経済産業大臣**、上川外務大臣

E U側議長:ドンブロフスキス欧州委員会上級副委員長

■ アジェンダ:

①経済安全保障(総論)

②透明、強靭で持続可能なサプライチェーン

③WTO改革

■成果:

- ✓ 行きすぎた価格競争によって、不当に安価な製品への依存度が高まり、公平な競争条件の確保が日 EUを含め世界的に大きな課題となっている認識を共有。
- ✓ そのため、価格以外の価値が適切に評価されるよう、「透明、強靱で持続可能なサプライチェーン」の 構築に向けて、持続可能性や信頼性等の「共通の原則」に合意し、脱炭素、安定供給、サイバーセ キュリティ等の「要件」を市場が重視するよう、補助金等のツールを活用して需要に働きかけることの必 要性を確認。
- ✓ 今後、重要分野ごとに適切な「要件」を調整するため、日EUの専門家同士の協議の促進及び米国や G7を始めとする同志国との連携を強化していくことで一致。
- ✓ 経済安全保障上の脅威・リスクの特定に向けた分析など日EU連携を強化することで一致。
- ✓ **日EU・EPAの「データの自由な流通」に関する規定**について、**日EU間の国内手続きの完了**を歓迎。
- ✓ WTOの諸問題を始めとする国際貿易上の課題等につき、MC13の結果を踏まえてWTO改革等の議論を引き続き推進していくことで一致。



老朽化が進む先進国のインフラ市場の獲得

- 世界のインフラ市場は過去5年間で構造的に変容すると共に、今後も伸長見込み。従来のインフラの概念を超え、 新たな領域においても、官民が連携して挑戦し、双方の国の成長につなげていくため、本年6月の経協インフラ戦 略会議において、「2030年を見据えた新戦略骨子」を決定。
- 先進国を含む同志国等と緊密な連携強化に向け、**老朽化が進む先進国等のインフラ市場獲得と、同志国間で の透明・強靱・持続可能なサプライチェーン形成**を目指し、現地コンサル等海外企業との戦略的提携促進、地域の中小企業の活用も念頭にした案件形成の支援を検討。

【2030年を見据えた新戦略骨子】

- 1. 我が国の「稼ぐ力」と国際競争力を高め、相手国のニーズに応え、従来のインフラ概念を超え た新領域を含めた事業を共に創り、共に切り拓く世界の経済的繁栄
- 2. 同志国・グローバルサウスと緊密に連携したサプライチェーン・経済安全保障・国益の確保
- 3. 大きな成長市場・チャンスとなるグリーン・デジタル等の社会変革への機動的対応を通じた我が国と世界の持続可能な成長の実現

【米国・欧州における老朽化インフラへの対応】

<米国>

1920年代から建設ラッシュ。1980年代にインフラ老朽化問題が顕在化(約60年スパンで顕在化)。再び**2020年~2030年代に老朽化インフラへの対応ニーズが顕在化**する見込み。

<欧州>

建築物の約50%は1980年代に建設され、米国と同時期に対応ニーズが顕在化する見込み。

<具体的な事例:ジオ・サーチ株式会社>

- ・ 同社は、**地中を非破壊で可視化**する自社開発のマイクロ波技術を活用し、**地中に潜む空洞の検知による道路陥没予防**を目的としたサービスを提供。
- 令和4年度より、経産省の補助金を活用し、 米国での道路陥没予防事業の実現性の 調査を実施。



ジオ・サーチ(株)による 道路陥没の調査の様子

事前防災と災害時の減災効果を検証しつつ、事業化に向けてプロモーションを継続中。

ウクライナ復興支援の背景と復興支援事業

- 岸田総理によるウクライナ訪問やゼレンスキー大統領との会談で、**ウクライナ復興支援に強くコミット**
- 2024年2月の日ウクライナ経済復興推進会議では56本、さらに6月の日ウクライナ官民ラウンド テーブルでは23本の官民協力案件に合意
- 経産省として約260億円の復興支援事業を用意し、UNIDOを通じて、日本企業とウクライナ企業及び第三国企業とのFS・実証事業を支援

【ウクライナ復興支援に関する動き】

〈岸田総理の動き〉

- 2023年3月:岸田総理による初のウクライナ訪問
- 2023年5月: G7広島サミットへのゼレンスキー大統領参加→ウクライナ復興支援に強くコミット

〈関連イベント〉

- 2024年2月:日ウクライナ経済復興推進会議@東京 (シュミハリ首相らウ政府関係者・企業も来日)
 - →官民による56本の署名協力文書を披露
- 2024年6月:日ウクライナ官民ラウンドテーブル&ウクライナ復興会議(URC24) @ベルリン
 - →官民による23本の署名協力文書を披露

〈企業ミッション〉

- 2023年:林外務大臣(9月)・岩田副大臣(11月)が経団連企業とともにウクライナ訪問
- 2024年: 4月には経産省・内閣官房・国交省・農水省・ 民間企業1社が、5月には外務省・JICA・民間企業4社 が、6月には経産省・JETRO・民間企業10社がそれぞ れ官民合同ウクライナミッションを実施。

【ウクライナ復興支援事業】

スタートアップを含む日本企業が新たな技術やノウハウを活用し、**ウクライナ企業や第三国企業との協業を通し て**復興に貢献する「日本ならでは」の支援を実現する。

■ 予算規模

約1.6億ユーロ(約260億円) 補助上限金額15億円/件

- 対象事業(FS/実証事業)
- ①農業、食品 ②バイオ ③DX、IT、AI ④脱炭素
- ⑤グリーン水素、アンモニア
- ⑥中小企業の生産性向上、ロジスティクス
- ⑦医療、福祉機器

筡

■ 執行機関

国際連合工業開発機関(UNIDO)

ウクライナ復旧・復興支援での日本企業の参画と新たな ビジネスチャンス獲得のため、**スタートアップ含む日本** 企業とウクライナ企業・第三国企業との間で将来的なビ ジネス組成を推進する。

ロシア進出日本企業の現状および支援策

- ウクライナ侵略前、モスクワジャパンクラブ会員企業数は181社(22年1月)だったが、直近の在露日本企業数(日本人駐在)は**80社~90社程度と半数に減少**。
- JETROによる2024年2月ロシア進出日系企業向け調査によれば、約7割が事業を継続。
- また、JETROによる2023年12月の調査によれば3割程度の企業は残留を希望しているが、6割 程度は判断を下せていない。
- **なおも判断に迫られているロシア進出日系企業への支援継続が必要**である。経済産業省は**①タイムリーな情報提供、②相談窓口における対応、③専門家による伴走支援及び中央アジア等の第 三国展開促進**を行い、進退を含めて厳しい判断を迫られているロシア進出日系企業をきめ細かくサポートしている。

<支援策>

① ウクライナ情勢に係るタイムリーな情報発信(ROTOBO、JETRO)

- **ロシアの産業別動向や対抗措置**に関する情報発信、**外国企業動向のデータベースを公開**
- ロシア現地事業の継続・縮小・撤退に係る実務手続きのマニュアル作成 (ROTOBO)
- 米・欧の制裁措置や外国企業の動向などに関する情報を発信(JETROビジネス短信等)
- オンライン・セミナーの開催(ROTOBO/JETRO)

② ウクライナ情勢等の相談窓口等(JETRO、NEXI)

- <u>JETRO</u> (本部、海外事務所) に相談窓口を設置し、**個別企業の相談対応。2024年1月までに1218件の問い合わせ対 応を実施済み。**
- NEXIにおいて、支援相談窓口を設置。2024年2月末までに241件の相談対応。

③ 専門家による伴走支援、第三国展開促進等

- 現地ビジネスの具体的な課題に対する法務、会計、労務等の専門コンサルタントによる伴走支援
- 中央アジア等の第三国への事業展開促進

目次

1. 総論

- (1)過剰供給や公平な競争条件をめぐる議論、及び 「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」の設計に向けた取組
- (2) グローバルサウス諸国との連携強化と通商政策の新しいフロンティア (参考) 通商政策局・貿易経済協力局の体制見直し

2. 各論

- (1) WTOを中心とした自由で公正な貿易秩序の堅持
- (2) グローバルサウス諸国の存在感の高まりと連携強化
- (3) 同志国との連携強化および諸外国との関係
- (4) 新たな分野における取組推進
- (5)参考資料

(参考) DFFTを実現するためのグローバルな取り組み

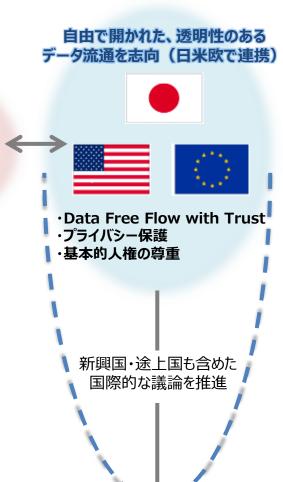
- 日本は、**信頼性のある自由なデータ流通(DFFT)**を提唱。
- 先進国でもプライバシーを巡る懸隔はあるが、WTO電子商取引交渉等を通じ、デジタル時代の共通の価値軸となる「信頼」の下で、グローバルなデータガバナンスを具体化することが重要。

<データを巡る価値観>

データを自国内に囲い込み データの国家管理を志向

・トラストとして国家安全

保障・国内秩序を重視



<これまでの取組>

●共通理念としてのData Free Flow with Trust (信頼性のある自由なデータ流通)

2019年のG20大阪サミットで、経済成長とイノベーションのためには 信頼性のある自由なデータ流通をグローバルに実現することが重要であると合意。

●WTO電子商取引交渉

世界貿易の90%を越える割合を占める90のメンバーが参加し、世界的なデジタル貿易のルール確立を目指す。日豪星が共同議長を務め、2019年から交渉を実施。2023年12月に13条文を実質的妥結。

● 日EU・EPA データフロー条

2022年、交渉開始。2024年1月31日、「データの自由な流通」規定等を含むEPA改正議定書が署名され、同年7月1日、発効予定。デジタル分野の健全な発展を促す先進的なデジタル貿易ルールの範として、DFFTの実現に寄与。

● OECDデータ・ローカライゼーション要求に関するプロジェクト

自由なデータ流通の障壁となり得るデータ・ローカライゼーション要求に 関する各国間の理解醸成・国際的な議論促進のため、2020年、 2023年にデータ・ローカライゼーション要求に関する各国規制及び国際 的な議論を見える化・棚卸しプロジェクトを実施。

サプライチェーンにおける人権尊重の促進に向けた取組 - 日本企業の取組促進 -

● ガイドラインや実務参照資料の策定・周知等を通じて、日本企業による人権尊重の取組 を後押し。

「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」及び「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のための実務参照資料」の策定、周知

- ▶ 政府ガイドライン:国際スタンダードに則った、具体例付きのガイドライン(2022年9月政府決定)
- > 実務参考資料: これまで本格的な取組経験がない企業向けの資料(2023年4月経産省公表)

人権方針の記載項目例や、サプライチェーン上のどこに高いリスクがあるかを洗い出す

ための産品別リスク・地域別リスクの一覧リスト等を提供



経産省所管業界団体への定期的な周知(計991団体:直近2023年8月実績) 取組支援セミナー(計14回、4,614名が参加:2022年10月~2024年2月実績)等

中小企業の取組支援

- ▶ 専門人材育成(全国社会保険労務士会連合会と協力し、中小企業の取組をサポートできる専門人材を育成)
- ▶ 中小企業向けセミナー(計6回、1,688名が参加:2022年10月~2024年1月実績)

ジェトロによる関連情報の提供、相談受付

- ▶ 包括的な情報提供(ジェトロHPにて、海外の法令・ガイダンス、調査・研究成果等の情報提供)
- > 「ビジネスと人権」早わかりガイド作成
- > 相談窓口の設置

サプライチェーンにおける人権尊重の促進に向けた取組 - 国際協調・協力等 -

■ 国境を越えた企業活動における人権尊重を促すため、有志国との連携を深めるとともに、 アジア諸国へのアウトリーチ活動を実施。

G7メンバーとの連携 (貿易大臣会合: 2023年4月、10月、広島サミット: 2023年5月)

▶ 企業活動における人権尊重の確保、ビジネスのための予見可能性向上に向けた、G7内外での協調の強化等に合意

「ビジネスと人権」対話イベント(経産省・ILO共催、於インドネシア・ジャカルタ) (2023年9月)

- ▶ G7メンバー及びアジア諸国の政労使が参加し、人権尊重と包摂的成長の相乗効果の活用の重要性、国際基準を実施するための多様なアプローチの重要性を認識する機会を提供
- ➤ G7貿易大臣声明(2023年10月)において、G7外へのアウトリーチとして歓迎

ILO(国際労働機関)への拠出を通じた取組

- ▶ アジア諸国支援:生産現場の人権・労働環境向上のためのアドバイス提供、国際労働基準に精通した人材の育成、技能開発支援等を実施(2022年4月以降)
- ▶ 日本企業による人権DDのグッドプラクティス集を公表(ILOとジェトロの共同調査:2024年3月公表)

サプライチェーンにおける人権及び国際労働基準の促進に関する日米タスクフォース

- ▶ 日米の取組に関する情報交換や企業の予見可能性向上に向けた議論等のため、西村前大臣とタイ通商代表との間で協力覚書に署名、立ち上げ
- ▶ 第1回会合として、政府間対話、ステークホルダー対話を実施(2024年2月)

目次

1. 総論

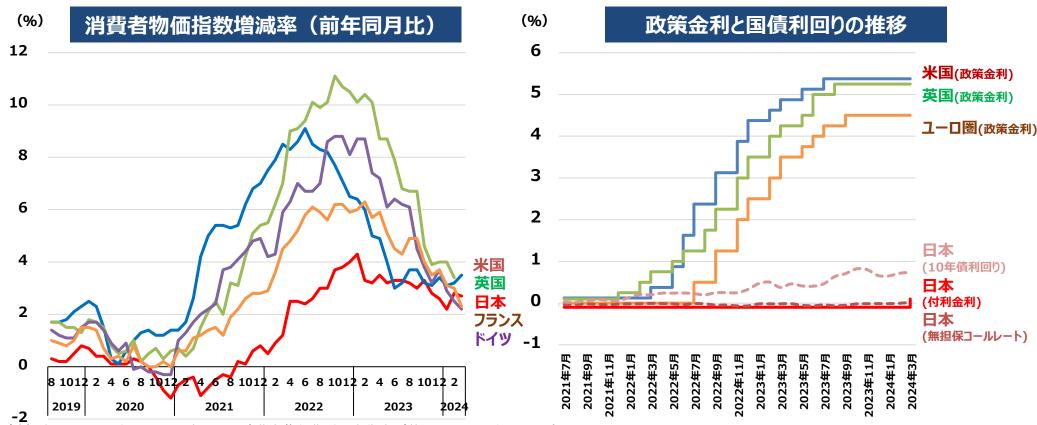
- (1)過剰供給や公平な競争条件をめぐる議論、及び 「公正かつ持続可能なグローバルマーケット」の設計に向けた取組
- (2) グローバルサウス諸国との連携強化と通商政策の新しいフロンティア (参考) 通商政策局・貿易経済協力局の体制見直し

2. 各論

- (1) WTOを中心とした自由で公正な貿易秩序の堅持
- (2) グローバルサウス諸国の存在感の高まりと連携強化
- (3) 同志国との連携強化および諸外国との関係
- (4)新たな分野における取組推進
- (5)参考資料

世界全体でのインフレの継続①

- 世界ではエネルギー・食糧価格や賃金の上昇を背景に、一時期の急上昇よりは穏やかになっているもの、インフレ進行が継続。消費者物価指数増減率でみると、足下で日本も他国と同等水準。
- こうしたインフレに対処すべく、各国中央銀行は<u>政策金利を引き上げ</u>。2024年3月、<u>日本もマイ</u>ナス金利を解除した。



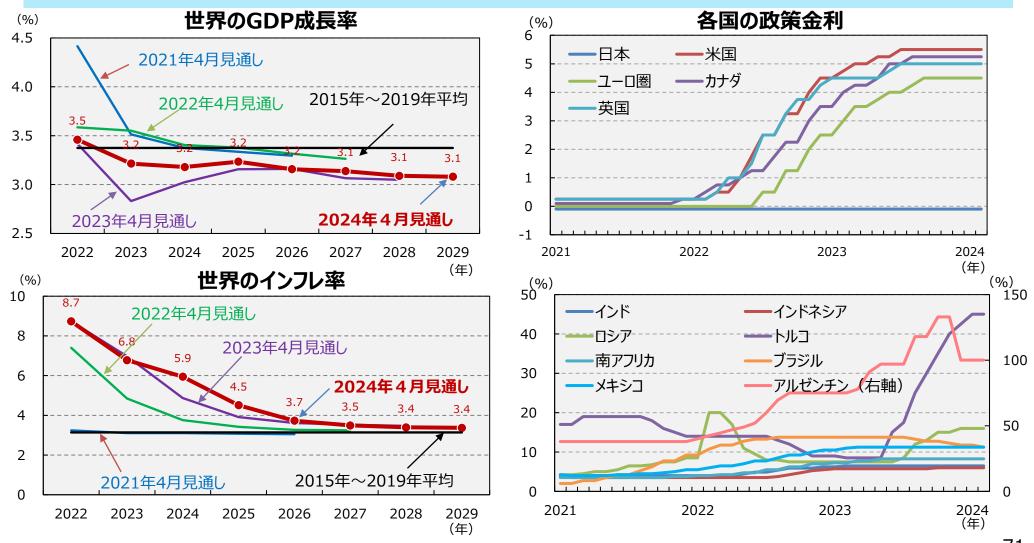
(注) 左図:2024年3月までの主要国の消費者物価指数の変化率(英国のみ2024年2月まで)。

右図:2024年3月までの日本の政策金利は、当座預金残高から、マイナス付利されない「基礎残高」及び「マクロ加算残高」を控除した「政策金利残高」に付利される金利を指す。 2024年3月の金融政策決定会合により、金融政策の枠組みを見直し、従来の付利金利から、政策金利を無担保コールレートに誘導目標を変更し、その水準を0~0.1%としている。国債金利は月中の平均値をプロットしたもの。

(出所) 左図:総務省「消費者物価指数」を基に作成。右図:外務省「主要経済指標」、Bloombergを基に作成。

インフレの影響がいまだに大きく残っており、世界経済の回復は弱い

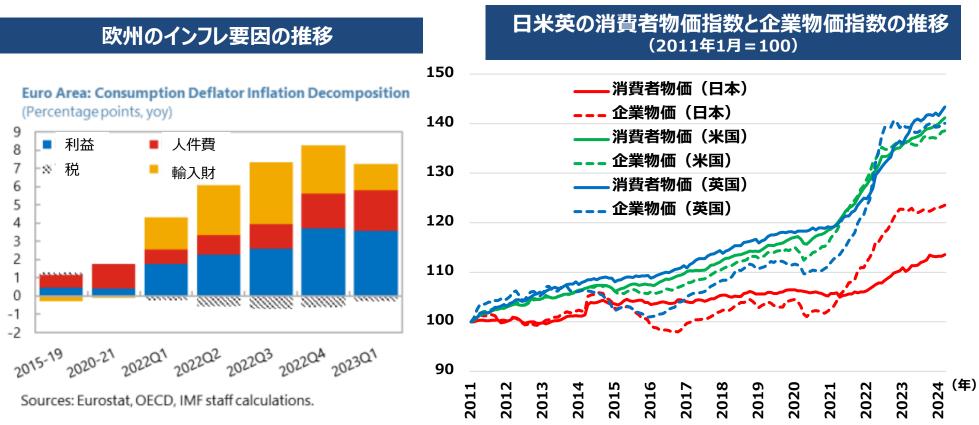
- インフレは、依然として高水準であるものの、足下で落ち着きが見られ始めている。こうした中、各国の金融引締めにも出口の兆しが見え始めている。
- 一方、インフレの影響がいまだに大きく残っており、**世界経済が成長軌道に復するには相応の時間を要する**状況。



(資料) 左上図、左下図:IMF「世界経済見通し」から作成。右上図、右下図:CEIC Databaseから作成。

世界全体でのインフレの継続②欧米と日本の構造の違い

- 欧米では原材料や資源の高騰による輸入インフレと同時に、賃上げ分を含めて最終消費者にも価格転嫁しているため、足下で企業物価と消費者物価が同様の推移をしている。
- 他方、日本では、輸入財の高騰で企業物価は上がっているものの、企業が対・消費者を中心に 価格転嫁を十分にできておらず、企業物価と消費者物価に乖離が発生。



(注) 右図: 各指数は、2011年1月の値を100として算出しており、2024年3月まで掲載。

(出所) 左図: IMF (2023) "Euro Area Inflation after the Pandemic and Energy Shock: Import Prices, Profits and Wages"

右図:総務省統計局、日本銀行、FRED、英国統計局を基に作成。

通商政策と交易条件

(出所) 内閣府「国民経済計算」、CEIC Database

- <u>我が国の交易条件</u>(注:輸出財・サービスの価格指数を、輸入財・サービスの価格指数で割った指標。値が小さくなる程、貿易を行うことが不利となる)は、①為替レート、②輸入エネルギー・原材料・コモディティ価格、③輸出財の国際競争力などの要因によって変動。※戦争・テロ・パンデミック・金融危機などの外生的ショックが引き金になることも多い。
- 貿易投資の自由化は、企業の海外展開や輸出財の競争力に影響すると考えられるが、NAFTA発効 (1994年)、WTO設立(1995年)、中国のWTO加盟(2001年)から世界金融危機(2008年) までの間、米国の交易条件が安定的に推移しているのに対し、日本の交易条件は著しく悪化。

